

平成26年第4回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成26年12月 2日
 本日の会議 平成26年12月 3日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君	建 設 部 長 浦川 圭一 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 和泉 嘉彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
総 務 部 理 事 宮崎 望 君	企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君
生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君	教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君
政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君	総 務 課 長 古賀 洋 君
管 財 課 長 迎 英樹 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君	企 画 課 長 久保平敏弘 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君
介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君	生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 道端 和彦 君	会 計 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 森 省二 君

会議録署名議員

8番 川井 哲雄 議員

9番 森 謙二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時34分

平成26年第4回長与町議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年12月 3日（水）

午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	一般質問	

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、これから一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、質問並びに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明にお願いいたします。

通告順1、竹中 悟議員の①町長のリーダーシップについての質問を許します。

20番、竹中 悟議員。

20番

(竹中 悟議員)

皆さん、おはようございます。

それでは、質問をさせていただきたいと思います。

いよいよ我々の任期も残すところ、あと4カ月となってまいりました。まずもって、この28年間、御支持をいただきました住民の皆様方に心よりお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

日本国憲法93条によって、議会及びその長は、住民の直接選挙にて選出をされるという規定があり、地方公共団体においては二元代表制をとり、議会は行政を監視、提言し、議決権を有します。また、執行者は住民の財産及び安心、安全の生活を担保するための執行権を有しています。当然、我々議員は住民の声を行政に反映させる義務があり、行政に対して厳しい指摘、厳しい監視が通常の職務であります。職員は住民の公僕として奉仕の気持ちを忘れずに、職務に没頭すべきであります。今、申し上げたことはごく当たり前のことではありますが、この基本的なことさえ忘れがちであり、残念に思っているところでもあります。両方とも原点に戻り、その職務を全うされることを期待をいたしたいと思います。

さて、昨日は衆議院選の公示日でありました。今回は消費税とアベノミクスの成果について、国民に問う選挙であります。私はアベノミクスの効果は徐々にではありますが、出てきていると思っております。最近、飲食業を始め、また趣味の分野におきましても大変な盛り上がりがあり、給料が上がらないと言われながら前向きな個人投資、また企業投資が多く聞かれるようになりました。つまり国民は今後の政策に期待をしているということでありませぬ。デフレとは停滞、インフレとは先に進むことであります。日本は世界から注目される経済大国です。今、世界のリーダーシップとして貢献すべきであります。我が町も社会保障費、公共施設の改修、図書館の建設、高田南土地区画整理事業、都市計画道路西高田線、国道207号線の回復、改修、長与川の改修など財源を伴う事業がめじろ押しであります。

町長はコンパクトシティ構想、情報インフラ事業、コミュニティーバス運行、商店街の活性化など提唱されておられますが、今、町長の手腕が問われる正念場を迎えていると考えております。

議 長
町 長

そこで、下記の事項につきまして質問をいたします。
商店街活性化構想についてお伺いをいたします。
2つ目として、懲罰委員会設置の考え方についてお尋ねをいたします。
3つ目、都市計画マスタープラン及び交通体系についてお伺いをいたしま
す。

以上、質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(山口経正議員)

町長。

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

いよいよ衆議院選挙の公示日ということで、期日前投票ということで役場
の中も慌ただしくなってきましたところでございます。

それでは、竹中議員の御質問にお答えをします。

1点目の御質問でございます。現在、商店街活性化の具体的な構想を掲げ
るには至ってはおりませんが、地域の人々が交流の場として利用し、
消費者のニーズに細やかに応えることのできる商店街は必要不可欠なもので
あり、さきの総合開発審議会からの答申でも、中心市街地の活性化について
提言をいただいているところでございます。

これまで町では、中央商店街内の道路のカラー舗装やタイル舗装の実施、
街灯の設置等の整備や、県立大学シーボルト校の学生による手づくりの商店
マップの作成、空き店舗を活用したチャレンジショップの出店、展示会、演
奏会、カルチャー教室の開催や一店逸品事業、商工まつりを商店街を中心
に開催し、あわせてほろ酔い散策ラリー等のイベントの実施など、ハード、ソ
フト両面から各種支援策を講じてまいりました。

また、今年度では、個店対策として、個店の強化を行うことにより、地域
におけるリーダー的な核店舗の創出など人材育成事業にも支援をしていると
ころでございます。

今後の商店街活性化対策につきましては、都市計画道路西高田線の整備や
橋梁の新設による動線の整備による中心商店街を含めたコンパクトシティの
推進を図るとともに、中心商店街においても人づくりを念頭に、情報交換や
意見交換ができるような連絡会等の組織化を図り、個店の結びつきや地域の
一体感を強め、自主的な取り組みができるような中心商店街を担う人材の育
成と組織づくりの支援を行い、小規模起業や空き店舗対策など商工会と連携
しながら取り組んでまいりたいと考えております。

1番目、2点目の懲罰委員会につきましては、先月施行した、長与町職員
の分限及び懲戒の取扱いに関する規則において、長与町職員分限懲戒審査会
の設置に関する規定を設けたところでございます。

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当
たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことは言うまでもあ
りませんが、複雑、多様化する町民のニーズに対応し、満足度を高めるため
に、職員一人一人がこれまで以上に能力や意欲を向上させることが重要とな

ります。

地方公務員法第28条では、職員の勤務実績がよくない場合や、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、または職務遂行が困難な場合、及びその職に必要な適格性を欠く場合は、当該職員の意に反して降任または免職することができる」と規定されております。

また、地方公務員法第29条では、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合などに、戒告、減給、停職または免職の処分をすることができる」と規定されております。

さらに、地方公務員法第27条では、こうした処分については公正でなければならないことを規定しております。

当該処分事由の判断に当たっては、職員に不利益な身分変動を生じさせるものであることから、恣意的な処分とならないよう客観的な資料により、適切かつ合理的な判断を行う必要があるものと考え、長与町職員分限懲戒審査会において公正に審査し、適切な運用に努めてまいります。

3点目の本マスタープランの策定につきましては、長与町総合計画を上位計画として平成9年に策定され、平成23年3月に改訂を行い、現在に至っており、計画対象区域は、全町で、目標年次としては平成32年度を目途としております。

本マスタープランは4点の役割があり、1点目として、町全体の将来都市像や地域別のまちづくりの方針を示すこと。

2点目としまして、土地利用、道路、公園、下水道等の都市施設及び土地区画整理事業等の市街地整備等の都市計画施策の整合性、総合性を確保すること。

3点目としまして、地域別のまちづくり方針を町全体との整合性を図りながら定めることにより、地域の視点に立ったよりきめ細かなまちづくりを進めること。

4点目としまして、策定に当たって、意向調査やワークショップ等の実施により、町民の意向を把握してニーズに応じたまちづくりを進めるとともに、町民のまちづくりに対する認識を高め、町民参加の機会を促すこととさせていただきます。

その中でも、道路に的を絞ると、本町と周辺市町を結ぶ地域幹線道路とし、一般国道207号、主要地方道長崎多良見線、主要地方道東長崎長与線、県道長与大橋線、都市計画道路長与中央線で構成されており、それに町内各地を結ぶ地区幹線道路があり、それとは別に都市計画道路西高田線及び都市計画道路高田越中央線等の整備を現在進めております。

また、本町の地域公共交通体系としましては、長与町第8次総合計画に記載されているとおり、鉄道、路線バス等から成っており、通勤、通学等の日常の足として利用されております。

鉄道においては、JRの4駅を有し、長与駅、長崎駅間を16分と利便性が高いのですが、路線バスの駅構内への乗り入れがないことや、町内で移動する際のバス路線が不足している課題もありますので、引き続き関係各機関

との協議も必要と考えております。以上であります。

議 長 (山口経正議員)
竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)
それでは、質問をさせていただきたいと思います。
まず、大変、町長には失礼かと思いますが、町長の基本的な考え方を聞かせていただきたいと思います。前にも、私は質問をさせていただいたことがありますけど、町長は、町長職を選ばれた、その動機といいますか、どのような町にしたいのか、どういう士気を初志を持って、この町長の職を選ばれたのか、これを再度確認をさせていただきたいと思いますので、そのことについて少しお話をいただければと、そういうように思いますが。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田愼一君)
今、議員おっしゃるように、私は住みたい、住み続けたい、住んでみてよかったというような幸福度感が大変高い、そういったまちづくりを目指して立候補したわけでございます。

議 長 (山口経正議員)
竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)
ちょっと簡単過ぎますので、どういう大志を持ってと、ただいいまちづくりと、これはもう誰でも言えることなんですね。しかし、町長がやはり民間卒業でございますので、今までになかった行政のやり方を、少し批判をされながら、そして、自分独自の道を行きたいということを私ちょっとお話聞いたんですが、もう少しどのような気持ちで、長与町をこうやってすばらしい町にやりたいということを、もう少し気持ちとしてあらわしていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田愼一君)
今までずっといろんな方面、教育文化の面、そしてまちづくりの面、そういったいろんな面から、私は答弁の中でいろんな形で説明をさせていただいております。
現在進めております、いろんな、高田南土地区画整理事業につきましても、何とか早目に町をつくっていききたいなというふうな感じもございます。
そしてまた、榎の鼻区画整理事業も今やっておりますけども、ここもとにかく長崎多良見線、その道に早くくっつけて、そして、町の動脈といいましようか、そういったものが流れるような形をつくっていききたいというようなことも考えております。
そして、水事業におきましても、皆さんが困らないような水の体制もつくっていききたいというふう考えております。

そして、教育行政におきましても、挨拶運動に始まり、教育文化、そういったものを含めて高めていくような、そういった行政をやっていききたいというふうに思っております。

そしてまた、お年寄りの方々が暮らしやすいというようなことで、いろんな形で健康づくりというようなものがあります。そういった意味での生きがいづくり、あるいはスポーツの促進と、そういったものを通して、お年寄りの方々も非常に長与町に住みやすいということで、健康寿命を延ばしていけるような、そういった取り組みをしていきたいというふうに考えております。

また、私がやりたいということによっておりますことにつきましては、こういった議会の場をおかりまして、いろいろ取り上げさせていただいておりますけれども、その中で具体的な形のこと、今、提案をさせていただいてるし、また、お答えをさせていただいてるものと思っております。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

私は今、質問しているのは、これはもちろん通告しているわけですね。町長のリーダーシップについてお尋ねをしておるわけですから、まずこの基本の考え方をお尋ねしてから先のほうに進みたいと思うんです。

それで、今、おっしゃいましたけど、いろんな事業、高田南土地地区画整理事業であるとか、そういう分につきましては、今までずっとやってきたのを継承されてるということにすぎないんですね。逆に、今、予算が減って行って、事業がおくれているということも皆さん感じてらっしゃるわけですね。これは、別に私、町長の責任じゃないと思うんですね。ただ、要はどのような主観の中でやっておられるのかなというのが、いまいち私たちがちょっと見えない部分がありますもんですから、こういう質問をさせていただいたんです。

そして、当初のやはり目標でございます、こういうことをやりたいということで、町長の職を選ばれたんでしょうけど、現況、今、3年弱ですね、たって、現在の心境といいますか、うまく今の自分の予定どおりいっているのかなということはどうなんでしょうか。町長として自分で、この辺はうまくいっているぞというふうな見解はお持ちですか。この辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今うまくいっているかということでございますけれども、私は今、議員皆さん方のご協力もいただきながら、私が推進をしておりますことにつきましては、大体思っていることの、完璧とは言えませんが、それなりの成果を上げていっているんじゃないかなというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)

20番 竹中議員。
(竹中 悟議員)
それじゃあ、余りちょっと抽象的な質問でございましたので、大変御迷惑をかけたと思いますが、少し内部にわたりまして通告しておりますので、これに従って質問をさせていただきたいと思います。
ちょっと順不同になりますけど、まず、懲罰委員会の設置についてを先にやらせていただきたいと思います。
今、るる御説明いただきましたけど、現状の、先月ですか、何かおつくりになったというふうな先ほどの何か、9月におつくりになったとかいうお話でございますが、これは具体的に稼働をされているのか、もしくはまだ結局、考案されてる考えの中にあるのか、現況もう、その委員会が完全にでき上がって、そしてそれが稼働してるのかどうか、それについてお尋ねをしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
総務課長 総務課長 (古賀 洋君)
町長が御答弁申し上げました規則、今までなかったものを、先月11月に制定しました。議員がお尋ねの懲罰委員会、長与町の場合は分限懲戒審査会という名称にしておりますが、これは必要に応じて任命権者、町長が依頼をして開催するようになってますので、まだ開催の実例はございません。

議長 (山口経正議員)
20番 竹中議員。
(竹中 悟議員)
そうですね、失礼しました。僕は9月ってちょっと今、11月だったんですね。そういう分で分限を中心にした委員会を考えておられると。そして、まだ今のところは動いてないというふうに解釈をしいいわけですね。
実は1つ、9月に、これは実例を申し上げながら町長の御意見をお尋ねしたいんですけど、ある外郭団体で大変大きな大事件があったんですね。これは入札の問題なんです。そこで入札がありまして、多分、日程や日にちにつきましては私もちょっとうる覚えでございますけど、8月の20日かその辺で、ある外郭団体で指名入札があったんですね。7社、8社指名されまして、1社辞退をしまして7社の入札になりまして、そこで、ある長与町のBランクの業者さんが落札をされました。そしてその後、落札報告がありまして5日ほどいたしまして、今度はその外郭団体から文書が回ってまいりまして、今回の入札につきましては、要は当方の書類ミスにおいて無効とさせていただくと、大変申しわけないですと。そして、次に入札をやり直しますということでございました。これは9月の定例会、総務常任委員会の総括質疑でも何か出たそうでございますけど、そして、今度はその入札が新たに9月にございまして、2回目の入札で今度はCランクの業者さんが落札をされました。もう落札の入札無効というのは、私も議員になって初めて聞く話でございますので、県のほうに問い合わせをしてみました。そうしましたら、執行側に

よる落札の無効というのは長崎で例がないと。全国的にも例がないでしょうと。そして、あつてはならないことですよということでお話をいただいたわけです。

業者は、要はいろんなミスをしたり、工事中けがをしたりいろんなことをしますとね、指名停止というのが3カ月、5カ月とどんと来るわけですね。業者に対しては大変厳しい厳しい処罰があるわけです。この指名停止をされますと、やはり経営される会社というのは大変厳しい状況になる。この入札にしましても、これはもう会社として社運をかけて命がけで積算をして入札に臨んでいる。そして仕事を取ってこられるわけですね。

このようなことで、業者に対しては大変厳しいけど、それじゃあ執行側はどうなのかということになるわけですね。これは長崎のほうでも大変な大きな問題になってるんですよ。もうそれは、なるべくふたをしたい問題であります、これは本当に皆さんよく御存じの事件です。

この辺は町長は御存じでしたか、お尋ねをいたします。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

私が外郭団体の理事として、その件につきましては理事会に詳細に報告がありました。その折に、そういうことについて、今おっしゃったような手続をさせていただくということで、理事会の承認を得ておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

私は今申し上げたいのは、要は業者に対しては厳しい処罰があるけど、何でそしたら執行側にはないんですかということなんです。

私も執行側の方が故意に間違ったりとか、そういうことは思ってません。やっぱり人間というのは間違いあります。やっぱり手書きをしたりして、聞き間違いをしたり、これは仕方がない。これは我々だってあります。しかしながら、間違いはそれだけのやっぱり罰を受けないといけない。そこに、給料が1カ月分減給であるとか、そういう分は当然やるべきなんですね。そうしないと、それは片手落ちということになるんですね。だから、そういう部分では私はこの懲罰委員会というのは、司法の手は、司法にかかわるものは当然司法が解決し、そして、この懲罰委員会で解決できるでしょうけど、そういうミスを犯した場合でも、それはそれなりに訓告をするなり、やはりそれだけの、私は処分が必要だと思うんです。そういうことで、私はこのものを1つ提起をさせていただきました。

この外郭団体については、大変な補助も出しております。そして、そのこの担当の責任者に私お尋ねしましたら、それはもう議会は関係ないでしょうと、こういうこと言う。ちょっと私も、そんな言い方をされるのかな。こちらは心配して申し上げたつもりなんですけど、そういうこともございました。

今、副町長がおっしゃいましたように、その処理の仕方としては、入札のやり方としては当然そういう形になるんでしょう。しかしながら、それについての、職員についての自分を律するという意味においての、要は処分というのはやっぱり本人たちも受けるべきだと思うし、望んでることだと思うんですよ。

だから、いろんな、先ほど町長のほうから説明ありました28条、29条、30条のお話が、今さっき、総務課長のほうからありましたけど、それはそれとして、そういう部分についての考え方がやっぱり出すべきだと思うんですけど、町長どうでしょう、お考えいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

補助金等々出してるという関係もあります。ただ、その外郭団体も独立した団体でございます。向こうは向こうで一定の諸規定を持っております。ですから、外郭団体の諸規定にのっとって処理していただくものだと考えております。そこまで町が介入するということについては、もう向こうは向こうで独立した団体ということであれば、そちらの諸規定にのっとって処分等をするのであれば処分等々をしていただくことになるかと思えます。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

ちょっと町長は勘違いされてる。私はそこで処分しなさいということを一言も言ってないです。だから、こういうことがあってるので、行政としてどういう対応をしなくちゃいけない。ここの行政の中、本体の中でもあり得るんですよ。要は書類ミスなんてあるわけですから、私たちだってもうしょっちゅうあるし、私たちは民間の会社やっておりましたので、ミスを起こしたら当然仕事が取れない。そうするとペナルティーを受けると、そういうことなんです。だから、私はそこをやりなさいということを一言も言っていませんよ。

要は、結局、行政の執行側として、このことを執行側に立った立場として、お話を聞きたいということでもありますので、決して外郭団体に対して口出しするつもりはございません。ですから、私は長与町のほうで懲罰委員会をつくるお考えはないかという質問をしとるわけですので、その辺誤解ないように。そして、御回答をいただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

以前はそういうようなことでなかったんですけども、このたび本町のほうでも、この懲罰委員会ということ、長与町職員分限懲戒審査会というのをつくって、その懲罰等々について公平、公正にということをやるといいうことで、おくれればせながらでございますけども、取り組んでいきたいとい

うふうに思っておりますので、その点、御理解、本町の職員においてそのようなことがあった場合には、当然、この分限懲戒審査会、その前にもいろいろ条例等々で懲戒規定等々はありましたけども、明確にするためにこういうふうな審査会を設けて取り組むということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

そしたら、この委員会ができるというふうに理解をさせていただきますね。これは、これを大いに使うということではなくて、これはやはり自分を律するという意味で、先ほど私が当初登壇して申し上げましたように、やはり職員の方は住民の公僕なんですよ。奉仕の精神というのを忘れないようにしてほしい。

私たちはやはり4年に1回の選挙がありますので、そこでみそぎを受けます。悪かったら、もうもちろん当選できませんし、それだけ一生懸命やらないといけない。それは町長も一緒でしょう。町長と私たちはそれに選挙があるということで、住民の方は皆さん監視をしていただいています。しかし、地方公務員の方面では、ちょっとその辺が甘くなってるような感じがします。皆さんすばらしく一生懸命やってらっしゃるのよくわかるんですよ。だけど、こういう、やはりミスを犯せばそれだけのペナルティーを受けるというのは、これは通常日本の常識だと、世の中の常識だと思いますので、その辺をよく考えながらやっていただきたいと思います。

それでは、この懲罰委員会ができるということで理解して、この質問は終了させていただきます。

続けて済みません、ようございますか。

議 長 (山口経正議員)

はい。

20番 (竹中 悟議員)

それでは、都市計画マスタープランと交通体系、そして商店街の活性化というのは少しラップしますので、ランダムに質問をさせていただきたいと思います。

大変、今の回答で多くの考え方を聞かせていただきました。それはそれなりに一生懸命やっていただきたいと思います。

それで、まず、今のマスタープラン自体の考え方はよくわかるんですけど、このマスタープランと、それからコンパクトシティ構想、これは少しギャップがあるような感じがするんですね。コンパクトシティというのは、やはり中心市街地で要は小さくまとめようと。そういう考えの中で、今度、榎の鼻土地区画整理事業ですか、これもど真ん中に開発の許可ができた。その中に公営系用地とか商店街であるとか、それから住宅ができるということで、中心になるべくコンパクトにまとめようというのが、ちょっとした簡単なコンパクトシティの考え方ではあるんですね。

しかし、都市計画マスタープランの場合は、各地域にゾーンをつくりまして、そして、安らげるゾーンでとか、そういうものをつくりながらやっていくということがあるんですけど、少しこの中のギャップ、平成9年から32年ですか、までやる分について少しずれが出てきてるという感じがするんですね。だから、これをやはり微調整しながらやっていくということなんですけど、その辺についての町長の提唱としては、コンパクトシティの推進ということのを頭にずっと掲げておられますので、その辺について、今の都市マスのほうが正解なのか、正解っていったらおかしいけど、これは大きな問題ですから、言葉としてすぐに言えないでしょうけど、その辺についてのギャップはどのようにお考えですか。今、どのような問題があるというふうにお考えですか。その辺をちょっとお尋ねを。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田愼一君)

今、議員御指摘のとおり、このマスタープランということにつきましては、平成32年、2020年等々を目途に大きなゾーンを決めながら区画、区域をそれぞれ全体的な中の位置づけとして、どういった形でこのゾーンをつないでいこうかということに来てるわけですけども、私が今やっております、その中でこのコンパクトシティの構想というのがあるわけでありまして、特に入っていきまして、榎の鼻の区画整理事業等々やっております。そうしますと、今まではその分はなかったわけですので、そのあたりも入ってきているということでございます。

それともう一つは、財源の問題がございます。先ほどからずっと議員御指摘のように、そういったものの財源をうまく組み合わせてやらなくちゃいけないというようなことでありますので、そのあたりで少しタイムラグも考えながら、我々も出し入れの分については財政の健全化というのを一方で考えながらやっていきますので、そのあたりもありますので、少しそういった面での整合性というのが若干ながらギャップがあるというのは否めないことだと思っております。

議長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

即座に答えられる問題ではありませんが、長与町の全体像を見ながら、そのコンパクトシティの、要は位置づけですね、この辺を住民の方にわかりやすく、やっぱり説明する必要があると思うんです。ですから、それについては、今後、努力をしていただいてやっていただくということになると思います。

そして、少し詳細な話に入りたいと思いますが、町長はいつも商店街の活性化について、新しい榎の鼻土地地区画整理事業から商店街を橋をつくって結んで動線をつくるというふうな表現をよくされてるおられるんですけど、動線の、どのような動線になのか、ちょっと私も、当然、線を結ぶところ動線

になるわけですが、私の感覚では、今度、この榎の鼻の区画整理事業の中の役場向かって左手のほう約1万平米にある大きなスーパーマーケットが来るわけですね。この会社は言うてはなんですけど、大変大きなすばらしい会社で、地元と共存共栄余りしない会社なんです、ひとり勝ちといいますか、そういうタイプのショッピングセンターなんです。これをどうやって商店街と動線を結んでいくのか、その辺を少し詳細が御説明ができればいただきたい。

議長 (山口経正議員)

企画振興部長。

企画振興部長 (松尾義行君)

榎の鼻地区の大型商業施設とどのように結んでいくかというお尋ねでございますけども、これにつきましては、これまでも道路の整備、そういったところで商店街に向かって動線をつなげていきたいということで、御回答しているところでございます。

この手法としましては、まず1つはコミュニティーバスの導入ということで、これまでいろいろ検討をしまいたところでございます。24年度にコミュニティーバスの導入可能性調査ということで調査を行いまして、その結果をもとに平成25年には運行ルートの設定、それから初期投資費用、ランニングコスト、そういったものについて算定を行ったところでございますけども、こういった可能性調査に基づいた結果でルートを設定したところ、町民の希望する目的地ということでは、町外の病院でありますとか商業施設といったようなところで、町外に流してしまうようなルートというのを設定ということが想定されました。そしてまた、初期投資のほうもかなり多額となるということで、今、また再検討をするということで考えております。

それで、今後、議員おっしゃられましたとおり、商業施設が来るということになっておりますので、これは大変大きな企業でございますが、全国的に見ますと大型のそういったショッピングモールといいますか、そういったものにつきましては、例えば企業のほうで無料のバス、主要な駅とか公共施設、そういったものを結ぶような無料のバスでありますとか、例えば利用者からワンコイン100円徴収するとか、そういったようないろんな形態でバスを走らせているという事例もございます。

そういった中で、私どもとしても、できるだけ自己負担の軽減というのは図りたいという思いがございますし、常々そういった施設と動線の確保によって、既存の商業施設との共存ということも申し上げておりますので、今後、商業施設ともそういった協力が得られないかというようなことでの協議、そうしたものを進めていきたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

お話しいただいたんですけど、今回の質問の中に、私コミュニティーバスは入れてなかったんですけど、今、企画部長から話がありました。私の私見

としましては、今の町長の動線というのは私なりに考えてみたんです。そうすると、今、コミュニティーバスを導入しますと、先ほどおっしゃったように、大変な予算が伴うわけですね。私たちもこれにつきましては議員研修でいろんなどこを見まして、約5,000万から8,000万という具体的な数字まで、もう既に出てるわけですね。これを町が、要は拠出するというのはもうはっきり言って不可能な数字なんですよ。ですから、私が企画振興課の課長さんとか、そういうとこ、座談会というカラフに話をするときには申し上げたことは、バスで結ぶ、要は大きなショッピングセンターというのは先ほど部長がおっしゃったように、シャトルバスを持ってるんですね。ある一定の、長与駅なら長与駅までバスで送迎する。これは無料でするわけですね。それは当然、受益者負担で結局ショッピングしていただくから、その利益があるから、それについての還元というものです。

だから、これを1つ大きく利用をして、公共施設と、それから商店街と、それからショッピングセンター、これを皆さん3者集まって、これ陸運局の問題もありますよ。それを全体を集まっていたいて、そして希望者を募って各自金額に案分してお金を出していただく。当然、住民の方、乗られる方もただというわけにはいきませんから、それば定額で乗りやすい金額、50円であるか100円であるかね、その辺の金額を設定して、このスーパー長与が全部ですよ、ほかのとこは私言っておりませんので、公共施設と、それからショッピングセンターと商店街、これに皆さん声をかけて、そして幾らずつ出されませんかと、そして共同でやってみましょうじゃないですかと、こういうやっぱり発想が、私は町長はそういうふうに考えてらっしゃったんじゃないかなと、私は私なりに思ったんですよ。ですから、これが進めばそれ、先ほど町長の公約の中にも入ったコミュニティーバスも解消できるんじゃないかなと、そういうふうには私は思っております。ですから、大きなスーパーが来ればそれだけお客さんが多いわけですから、当然、負担率は大きくなるし、そういう部分で皆さんが出しやすい金額、そうすれば長与町のほうとしても財源的に8,000万が5,000万なり、5,000万が3,000万なる。そして、住民の方から少しいただくと。そうすると本当の少ない金額でやっていけると。そういうことに、私はなるんじゃないかなと思うんです。だから、これを時間的に常に回しておく。もうこれは一つの、要はコミュニティーバスですよ、名前では言え。そういう考え方が私はあるんですけど、その辺町長どういうふうにお考えでしょうか。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

私のほうからお答えさせていただきます。

先ほどからごさいます商業者、事業者によるシャトルバスの例ですね、たくさんごさいます。ただ、部長が先ほど申し上げましたワンコインのバスという例もごさいます。これはホームページで取り出した情報ですけれども、ショッピングセンターのアクセスという欄に循環バスということで大々的に

紹介はしてございます。

料金を取るのと取らないのでは大きく、実は異なっておりまして、シャトルバスについては専ら事業者の負担において、もう要はピストン輸送の話でございまして。ただ、ワンコインのバスの場合は循環バスということで、議員御指摘のとおりいろんなところを周りながらショッピングセンターにも立ち寄るといような形態となっております。この場合は料金を徴収するということになりますと、道路運送法の適用を受けまして、普通のコミュニティーバスの検討と同じように行政、住民代表、利用者代表、運輸支局、バス事業者等の協議会での議論を経ての導入ということになってまいります。ただ、実際にこういう事例がございまして、これにつきましては非常に私どもも期待をしているというところでございまして。前向きに検討させていただきたいと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

ぜひ、私もさっき申し上げたように陸運局、要は営業バスがありますので、そういう問題であるとか、いろんな問題が出てくるでしょう。しかしながら、今ニュータウンであるとか、そういうところはもう何か変な名前で購入難民とか、そういう名前までついてるんですよ。もう特にこの長与ニュータウンは昔、古く、もう古いんですね、もうつくって。もう40年以上になりますので、私たちも30代入ったとき、もう70歳の人たちがいらっしゃるとか、そういう方がたくさんおいでなんですね。ですから、そういうことを近くに、もう呼びとめてとめれるような、そういう感覚の密着型、要はもう行政と商店と公共施設、住民とが一体化できるような、そういうシステム、当然、協議が必要だと思っておりますよ。それはもう、いろんな難関があるでしょう。だから、そういう部分について今後ぜひやっていただきたいと思っております。済みません、質問じゃなくて、何かこっちの要望ばかりになって申しわけないですけどね。そういうことでお願いをしたいと思います。

それから、この商店街の活性化につきましては、今は独自の、要は住宅街にレストランがぽつとあるとか、そして、そういうふうな何ていうんでしょうか、お客さんの自尊心を上げるような、そういう感覚の店が今たくさんできてるんですね。ですから、商店街もこれに負けないように、魅力ある商店街づくりをやらなくちゃいけない。

先ほど、商店街のやる気のある人たちが集まって、空き店舗の中でいろんな勉強会をされてると言っていましたけど、これは具体的にどのような勉強会をされておられるのかお知らせをいただければと思いますけども。

議長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

具体的なお話ということでございますけれども、商店街の活性化につきましては基本的には商店街全体、まず、まちづくりの観点からの対策と、それ

から町で考えますのは、商店主の意識の改革、人材の育成、推進体制、そういったものの必要性というものもあるかと思います。それを伴った継続的な実施に対する、そういう支援も必要かという、そういった基本にのっとり協議を進めていきたいということで、今、声かけをいたしておるところでございます。

それから、商工会さんは商工会さん独自でまちゼミとか、そういったお店を利用した商店主の連携をとられる。あるいは異業種との交流、そういった中にも町も参加をさせていただいて、そういった中での協議の中に参加をさせていただいてるという状況でございます。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

私も28年ほど前なんですけど、商工会の理事をさせていただいた経験がございます。そのときに、プラムタウン商店街というのがございましたね。そのときはまだそこそこ景気ももう落ち目だったんですけど、その遊技場の前に大きな大型商店がございまして、ここが程度スポンサーでございました。そして、その中でずっとやってきた経緯があるんですね。ただ、基本的に商店主のやる気ですね。やる気があるかないかということが1つ大きなポイントなんです。行政というのはお金は出せない。しかしながら、環境づくりはできるんです。お金を出すお手伝いというのは、これは補助金が高度化資金であるとか制度化資金というのがありますから、それは商工会を通じていろんな形で交付金を通じてお金を出すという制度はあるんですけど、長与町の場合は幾らかの援助の資金はありますが、それは何かの一つの特定がないと出ないというふうな金額だと思います。ですから、町長が推進されとった合コンの、要は結局、結婚相談所みたいな形をつくるような、そういう環境づくりしか長与町はできないと思うんです。しかしながら、開催をする場所の提供であるとか、それから地域の報告であるとか、そういうことは役場としては十分できるんですね。情報提供はできる。そして、いろんな、町はどういうふうなことをやってるといっても行政同士の話し合い、区画整理事業の中でいろんなすばらしいところがありますから、そういう情報とかいう提供はできるんです。ですから、商工会とやる気のある、やる気のない方はもうどうしようもありません。やる気がある商店街の方とお話し合いをできる環境づくりというのをやはり設定をする。おもしろく皆さんが集まってくれるような、何ていうんでしょうか、そういう設定をしなくちゃいけないと思うんですね。

その辺の手法は、要は行政のほうで地域振興と企画だけじゃなく、いろんなプロジェクトをつくったりして、そういうお考えをまとめる1つの部署を、正式な部署じゃないんですよ。要は、そういうのを何とかしようという会を、例えば小浜町でチャンポン課長とか係長とかいましたね、テレビでこうやって出しておりましたよ、有名な。それから、宮崎県なんてあんなに過疎だったのに、東国原さんが出て大変いい町になりましたよね。いまだに経済効果

すごいですよ。だから、そういうのはやはり職員の方のアイデアで、ああいうのが起こってるんですよ。宮崎の場合は東国原さんというのはアイデアですよ。しかし、ほかのところはそういうところが多いんですね。だから、そういう分でのプロジェクトをつくられるお考えはないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

今おっしゃったように、やはり地域を興すというのは人なんですよね。だから、にぎやかなことにしていくためには、人への教育というのが大事じゃないかというふうに思っております。そういった意味で言えば、結婚支援もそうです。それから、農業支援もそうです。そういった形で顔の見える農業支援の方を長与町の中にいていただくと。結婚相談にしても外郭団体と一緒に長与町の中で若い人たちのカップルが育っていくというようなことをやっておるわけでございます。そういった意味で言えば、今、議員がおっしゃったようなことにつきましては、地域振興、企画のほうで今考えておりますけども、このあたりがどんどん大きくなってくれば、それなりのものがプロジェクトとして必要なときがあれば必要になってくるでしょうし、今のところは地域振興、企画で独自な形で動きをさせていただいてるというようなところでございます。

議 長 (山口経正議員)
竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

その辺はいろんな人員配置があるでしょうから、私が申し上げたように課とかいうことじゃなくて、やっぱり先ほど例を申し上げたチャンポン課長がおるとか、そういう、長崎弁でいうのぼせもの、遊びの中での要はそういうグループをつくって、そして商店街の方と気楽に話ができるような、そういう会話ができるグループですね、それを1つおつくりいただければなという、そういう気持ちがあったわけですね。

それでは、もう時間も余りないので、ちょっとランダムに質問をしてみましたけど、交通体系についてあと少しだけお尋ねをさせていただきたいと思います。

今、長崎のほうに抜ける道というのは、要は平木場のほうですね、長与の川平線と、それから33号線、赤坂のほうと206号線、これがメインだと思ってるんですね。しかしながら、もう毎日大変な渋滞というのはもう皆さん御存じのとおりだと思います。ですから、やはり長与から時津に行く道、この207号なんて特にもう渋滞をして、もう夕方は大体長与から時津に行くに、私たちは歩いて20分ちょっとで行くんですけど、車で行けば30分ぐらいかかると、こういう状況が続くわけですね。ですから、今からどのような形で道路をつくっていかなくてはいけないかという基本的な計画を今やっとなないと、道路というのはやはり地権者とかなんとかいろいろいらっしやいま

すから、そういう部分ではできないと思うんですね。ですから、長崎のほうは長与からあんまり入ってきていただきたくないんですよ。しかし、長与は昼間人口が違うように長崎に出て働いてらっしゃる方が約7割いらっしゃるわけですから、当然アクセスとして考えてやらなくてはいけないんですね。ですから、今、この3つを中心に回ってるんですけど、やはりこの道路だけではどうしても足りませんね。その辺について、今後の見通し、計画などございましたらお知らせをいただきたいと、そういうふうに思います。

議 長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

今の御質問でございますけども、これ、町内ではないんですけども、町内の渋滞の緩和に役立つということで、西彼杵道路と、今、南北線、これはもう時津町に実際できる道路でございますけれども、こちらのほうの整備促進ちゅうことで、県、国にずっと陳情を申し上げて、ここを整備をすることで、現在の206の負荷を小さくしていこうということで、その取り組みができれば、自然と長与町内の渋滞も緩和をするんじゃないかということで、国土については取り組みを行っております。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

西彼杵道路というのは、私達もわかるんですけど、住民の方はおわかりにならないと思うんですね。具体的にどのような線が入ってるのか、それをどのような形で推進をされてるのか、お尋ねをしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備課長 (松邨清茂君)

西彼杵道路につきましては、現在、国道206の大きなスーパーとかあって、広い道があるんですけども、あそこから山手のほうに入ったところ、今、西海橋のほうから大きな道がバイパス的につながってきてますけれども、それと日並、以前焼却場があったところ、あの付近を通りまして時津の南公園、このところまで、そこまでつなげるというのが西彼杵道路の計画でございまして、現在、県と主に時津町でございますけれども、そちらのほうで協議を行っていて、時津の南公園のところまで出るのが大体平成32年とか35年とかそういった感じで今協議を進めてる状態でございます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

竹中議員。

20番 (竹中 悟議員)

道路につきましては、やはり生活の道路ですから、一番は生活の基盤になりますので、計画をしても今おっしゃられたように、もう30何年とか、そういうのが一部開通とかいう形になるわけですから、これについては将来の21世紀を生きる子供たちのためにも、やはり早目に計画をして、わかりや

すく皆さん方に御説明していただきたいと思います。

それから、ちょっと小さなことで申しわけないんですけど、6月に実は私も建設産業常任委員会で所管事務調査を行ったんですけど、今、榎の鼻土地区画整理事業の中に都市計画道路西高田線が入ってます。この終点の踏み切りですね、これがやはり一番ネックになるわけですね。だから、要は道路の法線をどうするかということで、なかなか結論が出なかったんです。これはもう昔からの懸案で、もうあの団地ができますと350世帯の、要は住民の方、約1,000名の方が出ていらっしゃるわけですね。それから、今度は橋梁もできますので、この道路というのは大変活用するようになると思うんです。しかしながら、現在でも夕方5時ぐらいになりますと、信号が大体四、五回待ちなんです。もう大渋滞なんですね。道路も狭隘でありますしね。だから、この辺の法線についてどのような、あの踏み切りを拡幅するのか、もしくは並行でいって、そしてレールの下のアnderをするなどでいくのか、その辺の、当然地権者がおられますので、こちらで勝手にちゅうわけにいきませんが、予定を立ててやっとなないと、それは先に進まないんですね。ですから、担当課の方も非常に困ってらっしゃるみたいですけど、町長のお考えとしてはどちらの選択がよろしいかと思われませんか。その辺をちょっとお聞きしときたいと思うんですけど。

議長 (山口経正議員)
都市整備課長 都市整備課長。

(松邨清茂君)
議長 済みません、現在、高田の踏み切りの件でございますが、前回の議会のごときも御説明はしたと思いますけれども、今の高田の踏み切り、平面交差でございますけれども、そこの交通安全、要は歩行者の安全を確保という形で今の現道の拡幅ができないかということ、現在、JRと県のほうに協議をしているところでございます。

議長 (山口経正議員)
20番 竹中議員。

(竹中 悟議員)
それじゃあ、先日の所管事務調査等確定的な方針が出たということは大変いいことだと思います。あの踏み切りにしましては、大変なもう渋滞がありますので、もうこれが詰まると、要はせっかくできたこの榎の鼻区画整理事業もだめになってしまいますから、そして、橋もせっかく6億8,000万も使ってつくる橋なんです。これも生きてこない。そういう分、十分建設部のほうに町長も指示を出していただいて、頑張ってくださいと思います。これで質問を終わります。

議長 (山口経正議員)
場内の時計で10時45分まで休憩します。
(休憩10時28分～10時45分)

議長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

議 長

(山口経正議員)

通告順2、吉岡清彦議員の①健康長寿の町120歳100名長与宣言について、②町長のリーダーシップについて、③教育関係についての質問を同時に許します。

19番、吉岡清彦議員。

19番

(吉岡清彦議員)

皆さん、おはようございます。

では、質問させていただきます。

その前に、この1年間世の中を振り返ってみたいと思います。まずは小保方さんですか、STAP細胞で話題がありました。しかし、ちょっとその後いろいろあったみたいで、産経新聞の12月1日付で小保方氏STAP実験終了と、本当に小さく3面といたしますか、社会面で載っております。何かかわいそうなような気がいたしております。

次に、佐世保で大きな、高校生による殺人事件があつて、また衝撃を受けたわけですが、そのときに高校生が同じことの繰り返しという言い方をしておりました。子供たちはわかっておるんでしょうね。今、記事等に出ておりますけども、何か兆候があったみたい、全て何でも兆候があるような気がいたしております。

また、自然災害の怖さというのを、また改めて知らされました。御嶽山もひどく怒っていたみたいでございます。

長与において、あるいは長崎県においては国体、がんばらば国体、あるいはがんばらば大会ですか、長与においても成功裏の中に終わったということを知っております。行政、住民一同が一体となって取り組んできた結果じゃないかと思っております。長与、長崎に来られた方が非常に喜んでおられたちゅうことも知っておりますので、皆さん方の御苦勞に対して本当に感謝申し上げたいと思っております。

そして、衆議院選挙、どういう形になるのでしょうか。共産党大躍進となるのでしょうかね。自共対決の新しい時代へ突入、そういう時代も来るような気がしております。私はそういうのがいいような政治の中身じゃないかちゅう、私はそういう気がしております。そういうのを見ながら、長与町におけるこれからの問題を含めながら質問をしてみたいと思います。

まず大きな1点目でございますけれども、健康長寿の町120歳100名長与宣言、そういうものを打ち出してみたらどうかというのが私の構想でございます。120歳と言えば非常にオーバーに聞こえますけども、もう100歳というのが、もう言うなればこれからは成人、青年、そういう時代の、先々来るような気がいたします。もう人間ちゅうのは機械化された科学で生かされた人間がもうこれからなってくるわけでございますので、より健康で生きる時代をやっぱりするためには、それに向かって長与町も率先して取り組む必要があるんじゃないか、宣言して、平和宣言とかあります、それと一緒にそれに向かっていく必要があるんじゃないかということで質問していきます。

いやが上にも超高齢化社会に突入していくわけですが、長与町においては健康で頭脳明晰な、頭のさえた、そういう120歳100名を目標とする健康長寿の町120歳100名長与の宣言を打ち出してみたらどうかと思うことを提言したいと思っております。

また、そういう健康長寿に向かって、今どういう形で取り組んでいるのか、それもお聞きしたいと思っております。

大きな2番目でございますけども、町長のリーダーシップ、先ほども出ておりました。先人の言葉として、「仮の身を元の主に貸し渡し、民安かれと願うこの身ぞ」と、二宮尊徳（たかのり）さんですね。普通、尊徳（そんとく）さん、尊徳（そんとく）さんって言うておられますけども、正式な名前は二宮尊徳（たかのり）さんですね。この方が詠んでるわけですね。この出典というのは福住正兄さんちゅう方が22歳のときに、この59歳の二宮尊徳さんに弟子入りして、食後ずっと毎日毎日聞いた、それを著したのが「二宮翁夜話」ちゅう、それに載ってるわけですが、自分自身は一生懸命町民のために、平和のために、幸せのためにやってきた、やっていくんだという決意じゃないかと思っておりますけども、町長においても、幸福度日本一をうたい、そして、全ての住民の安心、安全、幸福を願っての幸福度日本一を宣言されたんじゃないかと思っております。

しかし、先ほどもちょっと出ておられますけれども、リーダー性に、今のところ疑問に思うところが私としてもあるわけです。6月議会でもこれ言うておりましたけども、交通安全上の危険性があるので横断歩道の直近のツツジなどの低木なんか撤去していったらどうかと、ちっちゃなことですけども、これが安全に向かうんじゃないですかということを6月議会、また9月議会でも言うてまいりましたが、そのままの状態であるので安全上問題がないのか、それが聞きたいと思っております。

また、ある人から、ごみの議員さんについて言うんで、私もごみになったのかなと思ってびっくりしたわけですが、今、取り組んでいる月1回の拠点収集制度は悪政です、よろしくお願ひしますと、そういう言葉を受けたわけですが、そういうことで、常に私もこの件については言うておられますけれども、再度、説いていきたい。制度としては大事な立派な制度であるでしょうけども、住民のためになっているのか、こういうのを常々考えているわけです。町長のリーダーによって、こういうのを解決する、そういうのをやってもらいたい。そういうことで質問したいと思っております。

あと教育関係でありますけども、3番目ですね、教育関係について、最近、土曜日の授業が取り沙汰されて、新聞紙上でも鹿児島県でやるとか、どこそこでやるとかいうのが出てきておられますけども、長与町においてはどういう形で取り組んでいくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

(2) ですね、学校選択制を長与町は取り入れております。このままずっと継続していくのか、あるいは緑ヶ丘地区の99%ぐらいは、もう入学される小学生、長与小学校に入学されておられるわけです。これもずっと言うてきてますけども、このまま校区をそのまま残しながら、子供さんたちは長与

小学校に入学する変則的な自由制度であるかわかりませんが、混乱するような一因にもなっておるわけでごさいますけども、そのようにまだやっていくのか、考えに変更はないのかお聞きしたいと思います。

(3) 番目として、小学生の暴力行為、最多1万件超、荒れる子供低年齢化という記事で、産経新聞に10月の17日に出ておりました。これには文部科学省が平成25年度の調査によるものを発表しておるわけですので、間違いないと思います。長与町の現状は、こういう問題がどうなっておるのか。小さなところを見てやる、小さな声を聞くなど、既にそういうことについてきめ細かな対応、対策をやっておるとは思いますけども、どのような対策を講じているのかお聞きいたしたいと思います。

以上、壇上からの質問をし、また自席から、質問席から質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、吉岡議員のほうから1年間の総括されておりましたけども、特に健康長寿の町ということでおっしゃっておられました。今回、老人クラブ連絡協議会ですね、長崎県で優秀だと、大変活動が活発だと、大変すばらしいということ表彰を受けたりしてございまして、大変すばらしい活動もしていただいているかなというふうに思っております。

3番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

1番目の質問につきましてはですけども、超高齢化社会への突入は長与町も例外ではございません。年齢を重ねても、生涯にわたって豊かな人生を謳歌するためには、健康であることは欠かせないという条件だろうと思っております。

国は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針、その中で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である健康寿命の延伸を、命題ということで掲げておるわけでごさいます。

議員が言われる健康長寿の町120歳100名長与宣言でございしますが、確かに遺伝学的に見ると、人間の寿命はそのぐらいまで延びるのかもしれない。現在の世界最高齢の方は大阪府の女性で116歳だそうです。120歳まではなかなか難しいとは思いますがけれども、入院したり介護を受けたりせずに過ごすことができる元気な高齢者が数多くいらっしゃるということは、他に対して大いに自慢できることだと思っております。町民の皆様がみずからの健康意識をさらに高める意味においても、健康の町宣言などを提唱していくことも検討してみたいというふうに考えております。

また、健康寿命に向かったの対策についてでございますけれども、長与町では先ほど申し上げました国の方針を受けて、平成25年3月に町の健康増進計画でありますところの、第2次健康長与21を策定し、各種事業に取り組んでおります。この計画の大きな目標は、健康寿命の延伸と健康格差の縮

小でございます。

健康づくりは生涯を通して取り組むべき事業でありますので、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとに細かい目標を定め、事業を展開しておるところでございます。

乳幼児や児童生徒期におきましては、栄養や身体活動、歯科についての取り組みに重点を置き、青年期からはがん検診の受診や飲酒、喫煙、心の健康づくりを、壮年期になると生活習慣病の予防のための特定健診、特定保健指導などが加わり、さらに高齢期になりますと各種健診に加え、介護予防事業等を行い、高齢者の運動機能の維持向上や社会参加活動の促進も図っておるところでございます。

また、健康づくりを促進するためには、地域や社会全体で相互に支え合うことも重要でございます。そのために健康づくりに主体的にかかわっていく住民をふやし、かつ、その輪を広げていけるよう地区組織活動の育成、支援にも取り組んでおります。

これからも、長寿化を含め、町民皆様の健康づくりのために、必要とされる取り組みを積極的に行っていきたいと考えておるところでございます。

次に、交通安全上危険がある、横断歩道の直近のツツジなどにつきましては、自治会を含めた地域住民の方々の意見をいただき、現地を確認し、高さを低くするとか、撤去する等の対処をしておるところでございます。

今後も運転者、歩行者の目線に立ち、現地確認を行い、なお一層の安全の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、月1回の拠点回収制度についてでございますけれども、今までも御質問に対しまして、地球温暖化対策を初め、資源の有効活用、ごみの減量化及びリサイクル意識の向上を図る観点、また、急速な少子高齢化が進展する中で、この取り組みを通じた地域のコミュニティーの強化や、地域活動の活性化の観点から、当面の間継続する旨の御答弁を申し上げてきたところでございます。

現在まで、高齢者等のごみ出し支援事業等のさまざまな負担軽減策も含めまして、保健環境連合会と一緒に実施をしております。町民の皆様の御理解、御協力をいただき10年が経過しようとしております中、この資源化物の拠点回収もすっかり定着してきたのではないかという考えもあります。

しかしながら、この政策を今後も継続していくためには、町民皆様の負担軽減策の充実も図っていく必要があると考えております。

負担軽減策の一つとして実施をいたしております月1回の指定の日、指定の時間にお仕事の都合等によりまして出すことが難しい方のために、常設の回収拠点を、水道局庁舎1階EM倉庫を初めとしまして、町内4カ所に設置を行っているところですが、今年度におきましても、上長与公民館及び町民体育館の2カ所への設置につきまして準備を進めているところでございます。

また、先般開催いたしました保健環境連合会研修会におきまして、自治会

よりの回収拠点設置要望につきましても、再度、御協議をしていただきますようお願いをしたところでございます。

今後も保健環境連合会との協議を中心に、さらなる連携を図りながら、急速に進展してまいります少子高齢化を踏まえた事業の推進を行い、より取り組みやすく効果的なものになりますように、研究、検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお申し上げたいと思います。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

③の教育関係について、(1)土曜日の授業の取り組みについて回答します。

子供の成長にとって、土曜日を有意義なものとして過ごすか否かは豊かな心や確かな学力、健やかな体の成長に大きな影響を与えるものでございます。

お尋ねの土曜日の教育活動は、誰が呼びかけて、何を行うかで大きくは次の2つに分けられます。

その一つは、土曜授業で学校が主体となって土曜日を活用して、全ての子供を対象に正規の教育課程内の活動を行うものです。その際、子供の代休日は設けておりません。

もう一つは、土曜学習で学校以外の者が主体となって、希望者を対象に教育課程外の学習を行うものです。

議員お尋ねの土曜授業については、関係法の縛りで従来はできませんでしたが、昨年11月29日に学校教育法施行規則が一部改正され、実施可能となりました。現在、県において文科省の考えをもとに、土曜授業や土曜学習のあり方や、それに伴う教職員の勤務時間の割り振り等を検討しておりますので、その結果を待って我々も検討してまいります。実施に当たっては、地域の実情や子供の実態、保護者の意向等を踏まえながら、学校側と十分協議していかなければならないと考えております。

2点目の学校選択制について回答いたします。

一部地区学校選択制については、これまでも複数の議員さんからお尋ねをいただき回答してまいりましたが、これまでの答弁に変更はございません。

従来から答弁していますように、洗切小のほとんどの学年が単一学級ということが予測されるようになれば、そうなる数年前から、校区の見直しを検討する必要がありますので、毎年、ゼロ歳児からの年齢別乳幼児構成表を注視しているところでございます。

3点目の問題行動調査の結果について回答いたします。

先月16日に、文科省は昨年度の問題行動調査結果を公表しました。御指摘のとおり、全国的には小学校での暴力行為の増加が懸念されております。

長与町の状況ですが、昨年度、いじめとしての認知件数が11件報告されています。その内容は、悪口を行ったり、嫌がらせをしたりというものでございました。

また、暴力行為については、けんかが1件報告されていますし、不登校については19名の児童生徒が上がっております。

問題行動等への対応ですが、毎月の校長会、教頭会で、1つの大事故の陰には20の事故と300の異常があるという、これを口癖のように訴えて、大事故や事故の防止のために、言葉遣いや服装の乱れ、ごみの散乱など小さな異常に気づく感性を磨き、早期発見、早期対応に努めていただいております。各学校ではこのような考えが浸透し、一人一人に応じたきめ細かい対応がなされておりますし、町が配置している特別支援教育支援員の方々の支援や情報提供も、問題行動防止へ大きく貢献しているところです。

さらには、毎月、学校が実施しておりますアンケート調査や個人面談やスクールカウンセラーによる相談などを通して、問題行動等の早期発見、早期対応や、不登校の減少に向けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

1番目から、そしたら行きたいと思います。確かに私の言う、この120歳というのは急な数字でオーバーじゃないかという、笑う人もおるかわかりませんが、あの有名なドクター中松さんですかね、あの人も90歳になるんですかね。あの人が何年前かに人間は144歳まで生きられるという論文をアメリカの大学にやって、そのときはたしか笑われたような、いうことであつたみたいですが、しかし、今出てるように116歳ですか、日本人でですね、1人か2人120歳になるかならないかわかりませんが、しかし、それに向かっていく、やっぱり数字的な、それは100歳でもいいんですよ。しかし、100歳というのはもうはな垂れ小僧、青年か、そういう時代に先々はなると、私は、絶対これは人間はずっとなかなか死なないわけですから、はっきり言って。もうペースメーカー入れる、それこそ問題になった細胞を入れかえる、もうこれは人間のロボット化といいますか、科学で生きていくとか、もうそういう時代に人間というのが本当の自分の生命だけじゃなくして、生かされていく時代になるわけですね。寝たきりになるかわからない。しかし、本当のそういう目標を持って健康で、そして頭脳、ぼけてることは悪いかわかりませんが、ぼけない、痴呆症にならない、やっぱりそういう本当の人間らしい健康で明るい生き方を、それが今度はまた地域のひよつとしたら活性化になるんじゃないかって、私は思っております。地域はだんだんだんだん、私のニュータウンも一緒ですけども、もう自治会の役員さんの半分以上がもう老人会の人やっていたらいいわけですね。もうそういう時代になってるわけですから、実際、自分の町を見てわかるわけですね。だから、120歳という、100名という私の表現がいいかは、それは私もわかりませんが、しかし、やっぱりインパクトを与えて、長与町はこういう環境づくりで、こういう高齢化、頭脳明晰な人たちと一緒に明るく楽しく生きていく町なんですよってという、そういう宣言をやっぱり

やってほしいなというのが私の真意になるわけですね。

先ほど町長のほうで、健康の町宣言というんですかね、何かそういう言葉が出ましたですけども、それについてちょっと詳しく、よかったらお願いいたします。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

町長も先ほど答弁の中で申しましたけども、長与町では健康長与21、これは健康日本21という国の健康増進計画に基づいて、長与町でできる健康はどんなものかということで、18年にまとめさせていただいて、先ほど第2次を、今現在進行中でございます。

その中でもうたっておりますけれども、やはり全ての住民が健康で明るく元気に生き生きと生活ができる町をつくっていくと、それを目標に立てております。この計画を実践することによりまして、健康寿命を延伸し、生活の質を向上させるという目的を持ってやっていっているんですけども、これにのっかって、先ほど議員さんも提案されたような宣言も1ついいんじゃないかという形で、今後検討させていただきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

そういう場合に、数字にこだわりますけれども、年齢的なあれは記載するのか、ただ単なる健康の町、それはどこでもやると私は思っております。だから、先ほど言うように目標を持った数字的なあれで取り組むか、そういう点なんかちょっとどうですかね、もう少し今度は進んで、思いを。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)

そういう宣言を今後つくっていく中では、いろんな方に御相談をしながらいくべきだと考えております。

前例等を見ましても、やはり数字的なものは細かくは宣言の中ではうたっていないようです。その要綱とか、そっちのほうで1つの目標、数値を上げてみたいですので、もし宣言をつくらるとなると、言葉的なものになると考えております。

議長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

そういうものに向かって、明るく楽しい長与、それは町長が言っている健康日本一へ向かう、また一つでもあると思うわけですね、これはね。私の言う120はいいと私も思いませんけど、一応まずインパクトをするために気持ちをあらわしたあれですので、ひとつこれから楽しい長与づくりに向かっていってほしいと思っております。

じゃあ、この宣言については一応これで終わりたいと思いますけれども、2番目の町長のリーダーシップ、先ほどもそういうのが出ておりましたけども、私は細かい面で、細かいことが大きなものに向かっていくとか、あるいは細かい見方によって、目線を見ることによって、いろんな兆候を、事故等を防ぐとか、やっぱりそういうのが必要じゃないかちゅうことで、細かいことを6月議会からやっておるわけです。

ずっと聞いていたら、先ほど横断歩道の直近の自治会とか、これしか言わないんですね。自分たちから見て、このところはこういう町に、こういう対策をしなければならぬかちゅうのが、私が6月議会から言ってるわけですね。やっぱりそれをしない限り、ずっと言われっ放しになるんですよ。確かに災害が、台風が来るから、その対策をしなければならぬとか、大きなものに向かっては自分たちはするでしょう。あるいは、崖が崩れたからさっとなきゃならぬ。水道管が破裂したから、すぐ取り組まなならぬ。そういうのあるけども、私の言ってるのは皆さん方の取り組む姿勢が、やっぱり自分たちからそういう小さな目線のとこまで向かっていく能力をしてもらわねば困るということで、ずっと6月議会から言ってるわけなんですよ。自治会から出たけん対策をするとか、そうじゃなくして、この1点だけを、直近の低木なんかの危ないじゃないかということを出したのも、ほかの場所は長与小学校の体育館の横のとこの大きな信号交差点ね、ああいうとこなんか、そんな何も植えてないわけですね。物すごい見通しがやっぱりいいわけです。そういうことは、もう初めから行政側がやっぱりそういうことをしとるわけでしょう。と同じように、そういうところが20カ所ぐらい、僕が見たときばってん、そういう横断歩道のところとか交差点の直近とかいうのはあるわけだから、自分たちからそういうのに向かっていくやっぱり姿を見せんことには、皆さん方はそこに立派な管理職として座ってるわけですから、これはだから、6月議会でも、あるいはそれ以前でも言ってきてるわけです。

これがだから、町長のリーダーシップ、あるいは皆さん方の管理者の管理職の職員の今度は部下に対するリーダーシップも出てくるわけなんですよ。ただ、ちっちゃなものだけを私はずっと言ってるんじゃないわけです、はっきり言ってね。やっぱりそれをしない限り、長与の未来に向かっていく姿が出てこないわけ。町長がせっかく安心、安全、それを求めてしようとしているわけですから、自分たちがどうすべきかということが、この問題点なんですよ、私が言ってるのはね。やっぱりそういうところを、だから、町長が6月議会と言って、まだ町長がそういうことを指示できんということは、町長のリーダー制に問題があるって、先ほども言うたし、私もちょっと疑問点があるって、町長も確かに行政にはしよったかわからん。しかし、6カ月は私も待ったわけです。しかし、もうこれがわからんということは、もうずっとわからんことになっていくんですよ。町長がそういうことを指導できるかということ、私はこれ、言ってるわけですね。ちょっとどうですかね、指導できますかね、それに向かっていけとか、どうですか。

議長 (山口経正議員)

建設部長

建設部長。
(浦川圭一君)

ただいまの植栽に関する件でお答えをさせていただきますけども、この植栽につきましては、基本的に景観を兼ねるちゅうことで、道路をつくったときに植栽をやるというような目的も持っておりまして、議員おっしゃられる安全性をまず確保すべきじゃないんかという意見は十分承知をしておりますけども、そういった中で町が主導して各交差点ごとにある植栽を、町の判断で全て抜くとか、低く切りそろえるとか、そういったことをどうしても町のほうが主導してやっていくとなると、やっぱりせつかくきれいなものを何で切るのかとか、こういった意見も一方でありまして、なかなか町が主導してそういったものをどんどん安全性だけを見て、そういう対応をしていくちゅうのも難しいというようなところで、所管として困っているところもございます。

議長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)

6月もそういうことあったから、僕は9月にそれで管理職としての担当としていいのかということで、9月にまた無理な質問をしてきたわけなんです。そのときも景観が大事かと言うた、おかしいじゃないかって私がね。それは初めしたかわからないけども、ずっと流れの中で、やっぱりこういうところはこういうことを改善する、全てしようって僕は言ってるわけじゃないんですよ。ただ直近のところ危ないから、少し撤去して、10メートルでも5メートルでもワンスパンでもいいからしていったらどうかというのをしてるわけですね。今でも何か景観が大事かって。だから、安心、安全、そういうふうに向かっていくのが皆さん方の仕事じゃないかってわけね。じゃあ、大きな町道ね、何号線で、大きな自治会が管理っていうか、直接携わるニュータウンの町の中とか、あるいは団地の中とか、自治会がそれはひょっとしたらお願いするかわからないけども、大きな幹線道路というのは自治会がやっぱりそういうところをずっとしてくるんですかね。僕はそこのところが、もう6月議会から聞いてって、これで大丈夫かって皆さん方の取り組む姿勢が、あれが全て100メートルでもとったらどうかっては私は言ってないんですよ。あくまでもそういうのを残しながら、安全性のところをやっぱり大事にするとか、ちっちゃなところを見る目とか、それが大事じゃないかという教育でも言ってるわけですね、出てくるわけですね。そういうのを私が6月議会で指摘、提言したら同じような答弁だったから、またこれはおかしいなということで、9月もそれでまた、今度でも出したわけ。だから、町長に先ほど聞いたように、そういうことが、だからどちらが、景観も大事、しかし、危ないところがあれば少しでもそういうのをちょっとカットとってから、見通しのよい交差点とか、そういうふうにしていくのが町の行政の仕事、あるいは僕たちがまた提言する、提案する仕事じゃないかときてるわけですね。どうなんですか、町長。そういうのがやっぱり安全面よりも景観が大事

なんですかね、そういうところ、子供さんが往来するところ、どうなんですか。全然、町長でも、あそこの文化ホールの通りのところでも町長毎日通つとるはずですよ。いつもああいうのを思いながら通るわけですけども、そういうの思いませんかね、どうなんですかね、指示とかできるんですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

私もよく車で通るときに見るんですよ。今おっしゃったようなことで、どうかなって行って見ます。これ、剪定したらいいのか、景観として残すのがいいのかというようなことを。それは例えば町民提案箱等々に入ってくるときあるんですね。だから、それについては常に所管と話をして、見ておいでと。やっぱりそれは必要であれば、それは切らなあかんということで、1回堂崎のほうからそういった話があって、堂崎の和三郎公園に行くところ、あそこの上のほうがちよっと木が茂ってて、車の上部のほうに当たってしまう、切ってくれというようなことがありまして、それ見に行行ってすぐ切りました。私たちは大体、今、長与町は安心、安全で交通事故等々も非常に少ない町なんですね。それは、そのあたりも十分考えた上でやっているというふうに私は思っております。

所管のほうも、そのあたりを十分考慮しまして、自治会の皆さん方の意見も聞いて、そして、それが景観として残した方がいいのか、これは切った方がいいのかということもございますので、そのあたりは非常に町だけで自分で判断するというのも難しゅうございます。そのあたりは所管のほうも十分配慮しながらやってきておると、私は思っております。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

だから、町の仕事として安全面をやっぱり取り組むという姿勢が、そりゃあ意見はたくさんありますよ、残せとか、なぜ残したかって。しかし、それはやっぱり取り除いてもいくのが行政がする交通安全対策もそうでしょうが、これね。やっぱりそれに向かっていくのが、皆さん方の管理職の能力になってくるわけじゃないですかね。町民が提案箱が来んばだめとか、意見があるからだめとか、それだったら仕事はしてないことになるんですよ、皆さん方はね。何が大事かって、何が町民のために安全になるのか、だから、9月議会でも聞いたでしようが。安全面と景観面どちらを大事にするんですかって。安全面って町長も答えたでしようが。それに向かっていく姿は、やっぱり皆さん方がしなけりゃ、一向に進まないんですよ。崖崩れがあった、それは取り組んでいく、それは自分たちの仕事でいく。それは結果でするわけでしょうが。それ以前に、何かを見て兆候があるな、じゃあ、ここはちよっと崩れることあるけん補強ばしようかってやっぱりやるわけでしょう。それと一緒にすることなんですよ、これはね。ただ小さいかわからない。物すごいちっちゃな、こがん、あんたせからしか仕事ばいって思うやな内容かわからん。しか

し、この教育のところで書いているように、小さなところを見る目、あるいは危ないよっていう小さな声、そういうのはやっぱりわからんばいかんわけです。それをしない限り、これから長与の本当に向かっていく、いろんな形の、いいまちづくりは僕はできないと思うわけですね。それだけの能力をやっぱり養ってもらわんばいかんわけです。9月議会でも言ったけれども、一合升の行政って私言ったですけど、ただそだけで景観景観ってずっと言っとつたら、今度は交通安全面を見るような政策にはつながらないわけでしょう。片一方のほうでは交通安全対策とか、事故をなくそうとか一生懸命進んでるわけですね。片一方のほうでは、そういうものに、確かに景観は大事かばってん、少しそういうところをカットして、とってでも見通しのよい交差点とかやっぱりしていくのが、僕は行政側の皆さん方の本当の姿、また部下に示す、僕は姿と思うわけですけども、どうなんですかね、担当として。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

確かに議員さんおっしゃられるように、私どもも景観を安全より大事にしてるちゅうことではございませんで、まずは安全を第一ということで考えております。

ただ、そういった中で、切るにしても、そこに一手間地元の意見を聞いて対応するというところでやっておりますので、どうか御理解をいただきたいと思えます。

議長 (山口経正議員)
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

じゃあ、地元って言って、そがんことばかり言うけんずっと同じことの繰り返しになるけども、じゃあ、文化ホールにあそこの上っていく交差点ありますね、左側がクリーニング屋さん、あそこのところに横断歩道あります、幹線のね。横断歩道の直近にツツジがありますね。あの地元は、それは地元のところから出ない限り、ずっと出ない限りしないということですかね、どこの地元なんですか、あれは。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

今、中尾城公園の例を出されましたけども、あそこにつきましては公園のほうで管理をしておりますで、通常、地元といいますか、その周辺に住んでおられる方の意見とか、通常そこを通られる方の意見等も聞きながら、まずは安全を第一に対応をしていくということで考えておりますので、どうか御理解をお願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

今、どこが管理してるの、中尾城公園が管理してるかね、町道よ、クリーニング屋さんの前の左側のあれよ。あれ、中尾城公園が管理しとっと。ちょっとそこんところよくわからんばいかんよ。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副町長 (鈴木典秀君)

いろいろ吉岡議員さんから御指摘いただいております。ただ、以前も吉岡議員さんから交差点の街路樹ですね、ニュータウンのところ見えないよということで、切った経緯がございます。ただ、この低木というのは視距が確保できる高さぐらいでつくってあるわけですね。例えば今おっしゃってる、この裏でも小学生が来てるのは十分見えるんですよ。大きい木であれば、木の陰に隠れたりということで、安全面から考えるとどうかなという面もございすけども、低木というのは原則的に歩行者等々の視距は十分確保できてるんじゃないかろうかと。その中で歩道と車道を区分するという意味で、そういうようなところで一定の、逆に安全性、歩行者の安全を確保するという意味でも、そういうような植栽をしている場合もございす。場所によってガードレールがとかいってやったりとかいろいろありますけど、現状の低木の部分は、当然、歩行者は運転者から見えてる範囲だと思いますので、景観の面も安全性の面も総合的に勘案しながら、自治会の皆さんの御意向も、それを切ったから、何で切ったとかというふうな先ほどの部長の話もありますけども、そういうものもありますので、総合的に勘案しながら、皆さんの御意見を拝聴しながら実施をしていくと、いっているという現状でございすので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

もうなかなかこれね、聞いてって情けない、やっぱりね、取り組みだから、また次のときにやりたいと思います。

同じ2番目でもごみのことね。継続していくということの、ずっと言ってきた。しかし、何回も言うように、制度としてはそれは● のような制度の中でのあれだから間違いない制度であるかわからんけど、僕が言ってるのは、制度から見るやり方じゃなくして、やっぱり住民から見た取り組み姿勢に改めていくのが、僕は、行政側がこうせえじゃなくして、住民がこうやったときにこういうぐあいに苦労してるんだということをお知らせしたいわけなんです。だから、町長が24年の12月議会で私聞いたときに、自分は町長選に出るときに、この制度は意を強くしたって言ったですよ。僕はあれ聞いて、本当に幸福度の、何回も言うけれども、日本一を願う意思で出たのかちゅうのが疑問があるわけですよ。ああいうのを今度は改革していくという気持ちで立候補したというならばわかるわけです。全然解決策を町長はできないわけですね。本当の町民のために何をすべきかって。この制度を継続すべきなのかね。町民のためにこういうのを変えていこうって。た

だ拠点、最初何カ所か、4カ所から上長与公民館、体育館とか、自治会のまたするって、それはそれでいいんですよ。それは、しかし、小手先のことしかならないわけですね。やっぱりそこを町長が本当に住民の幸福度、安全性、それに向かっていく気持ちがあるのかちゅうのが、もうずっと問うてきとるわけです。自分の、町長、再度今のままで継続していくわけですかね。再度お聞きします。

議 長

(山口経正議員)
生活福祉部理事。

生活福祉部
理 事

(益富雅彦君)
申しわけございません、私のほうからお答えをさせていただきます。
吉岡議員さんおっしゃられることは、もうたびたびの御質問でございますので、私も十分理解をしているつもりでございます。そういう中で、やはり今おっしゃられます行政からじゃなくて、住民からの要望をいかに取り込んでいくかというふうなことでございますけれども、それは当然、行政として真摯に受けとめてやっていくべきことかと考えております。

しかしながら、毎回同じ答弁をさせていただいてる理由につきましては、御承知のとおり平成14年だと思っておりますけれども、6月に保健環境連合会の総会において、分別収集の方法を変更するという決議をしたと。それに基づいて、じゃあ、町と自治会、保健環境連合会一体となって取り組みましょうということで、10年間経過した、そういうことでございます。

ある意味、町民皆様に負担を非常にかけてるという部分というのは、一定理解をいたしますけれども、何のためにこの事業を継続しているかという観点から申しますと、やはり我々のただいまの現役世代だけではなくて、子供、孫、将来世代にわたっての地球環境を守っていく、こういう志を長与町民の中から育てていきたいというのが目的じゃなかったのかと思っております。そういう観点で、偉そうなことを申し上げて申しわけないんですけれども、継続をしながらも、やはり今おっしゃられることを真摯に受けとめまして、何とか軽減策を拡充をしまして、町民皆様に御理解をいただけるような施策に持っていければということで、努力をしているところでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長

(山口経正議員)
吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)
私の言ってるのと答弁はずっともう平行線で来るわけですが、環境とか資源化とかいうのは1カ月ためんとも、1カ所に持っていかんともできると思うんですけど、それできないんですかね。ちょっとお聞きします。

議 長

(山口経正議員)
生活福祉部理事。

生活福祉部
理 事

(益富雅彦君)
申しわけございません。もう一度、よろしいでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

19番 吉岡議員。
 (吉岡清彦議員)
 環境とか資源化というのは、よくいう、そういうようなことを毎回聞いている。それは僕もわかる。だから、それを1カ月ためんとできないのか、あるいは1カ所に持っていかんば、それができないのかと。それはしなくてもできるんじゃないのかというのが、私のずっと言ってる、当初これを取り入れる前から、議会じゃないけどね、平成13年の環境自治会長会から言ってるわけです。お願いします。

議長 (山口経正議員)
 生活福祉部 生活福祉部理事。 (益富雅彦君)
 理事 その点につきましては、ただのごみの収集という観点からだけ考えますと、それはごみステーションで定期的に収集をするということは可能であると考えます。先ほども申し上げましたけれども、その方法から一步踏み出して、環境を守るために月1回の拠点回収に、資源化物に関しては移行しましょうという形で行っているわけでございます。そういう観点で、これはもう御案内のとおりですけれども、やはりよその自治体と比較しましても、長与町のごみは非常にきれいであるとか、いろいろな環境面でのメリットも多々出てきているものと考えております。ちょっとちゃんとした答えにはなっていないかもしれませんが、以上でございます。

議長 (山口経正議員)
 19番 吉岡議員。
 (吉岡清彦議員)
 もうこれはずっと平行線だから、3月にまたよろしくお願いたします。
 もう一件、せつかく教育長が何とか答えていただいたのに、時間がなくて申しわけないですけれども、教育関係ですね。誰が呼びかけて誰がやるかという、学校がやるかとか、あるいは第三者といいますか、携わる地域の人たちがやるかということでしょうけれども、町長の答弁では県の指導を受けてから取り組むということではちょっと聞いたんですけども、独自性というか、やっぱりそれがないとできないということなんですか。ちょっとそこんところを。

議長 (山口経正議員)
 教育長 教育長。
 (黒田義和君)
 先ほど申しました中の土曜授業については、授業ということは教員が授業をするわけですから、土曜日の勤務のことがございます。ですから、今、月曜日から金曜日まで勤務してましますけども、土曜日に勤務したら、それをどうするのかということはまだサービスとして、県下全体で整理できてない。今、それを県がやっていると、そういうことでございます。

議長 (山口経正議員)
 吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)
 県としても、今後、取り組んでいくような状況で、やっぱりそういうのに検討するということですかね。どうなんですかね。

議長 (山口経正議員)
 教育長。

教育長 (黒田義和君)
 県がやりなさい云々ということじゃなくて、地域の実情、例えば長与町に限定しますと土曜日、例えばペーロンとかダム駅伝というのは、まさにこの土曜授業活動の趣旨を踏まえた学校行事に捉えていいんじゃないかということで、うちの場合はもう既に先行してやってる部分があると。ただ、都会とかなんかでは、全く子供たちが土曜日では地域とのかかわりがないと、薄いと、そういうところに何とか有意義な過ごし方をやっていこうということで、こういう制度もできてるわけで、決して5日制が昔の土曜日復活という、そういう趣旨じゃないということは御理解いただきたい。

議長 (山口経正議員)
 吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)
 じゃあ、今のペーロンとかダム駅伝、いろいろやってますけども、もうそういうのが、だから、町としてはそれに取り入れた制度として、もうなってるんですか。僕は新しく、また教育委員会、そういうのがまたやるのかなとか、あるいはそれを今度はペーロンならペーロン、ダム駅伝ならダム駅伝を認定するとか、何かそういうことになるのかなと思うんですけど、それはどうなんですかね。

議長 (山口経正議員)
 教育長。

教育長 (黒田義和君)
 いわゆる今まで、今やっているダム駅伝にしるペーロンにしる、これは学校行事としては取り組んでいないんですよ。地域の行事に子供たちが参加しましょうと。こういうものがくりとして学校行事とし取り組めるかどうかと、そういうことをきちんと整理していきましょうと。そうしますと、教員も勤務としてかかわれるわけですから、今、全くボランティアなんですよね。そういうところをきちんと整理しましょうと、こういうことです。

議長 (山口経正議員)
 吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)
 学校選択制はこのまま継続するというのは答弁あったんですけども、弊害というか、何か障害というか、大変な問題があってるとか、そういう点はどうなんですか。

議長 (山口経正議員)
 教育長。

教育長 (黒田義和君)

議 長 (山口経正議員)
吉岡議員。

1 9 番 (吉岡清彦議員)
(3) ですね、小学生の暴力行為、この新聞の見出しからすると、物すごい荒れ方を低学年、低年齢化とかなってますけども、長与の場合の件数が11件ですかね、出ましたですけれども、よそと比べてどうなんですか。これは長与全体でしょうから、11件はですね、どっか比較するいろんな調査やってですね、この件数というのが多いのか少ないのか、どうなんですかね。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)
県下全体の総数から比例配分しますと、少ないほうだろうというふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
吉岡議員。

1 9 番 (吉岡清彦議員)
ここにも書いてますように、ちょっとした小さな見方、町長も300の法則ということ言われてるんですけど、私ちょっと近い330の法則をよく使ってますけれども、ということは1足す29足す300という、アメリカの人が打ち出した分ですね。1大きな事故や事件が発生するには、29のいろんな目に見える、わかったのがあるんだって、バックにはですね、あと300というのは本当にわからないけれども、そういう要素があるんだという表現を、私は330の法則を言いながら今まで来ているわけですけれども、町長も教育長もそういう法則を使いながら、小さなものはやっぱり大事にしていくというのを言われておりますので、ちょっとした子供さんの痛い心といいますかね、やっぱりそういうのを学校全体で見守ってやってもらえればと、そういう気持ちでおります。以上で、私の質問は終わります。

議 長 (山口経正議員)
場内の時計で13時まで休憩します。
(休憩11時44分～13時00分)

議 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順3、岩永政則議員の①長与小学校運動場の一面化について、②新図書館の建設についての質問を同時に許します。

1 1 番 (岩永政則議員)
皆さんこんにちは。
私は町民の皆さん方が幸せを実感できる長与づくりの視点から質問をいたします。
その前に、訂正をお願いしますが、3ページの下から3行目の頭に「転し

任期中し」って書いてありますが、「任期中し」、これを抹消をお願いをしたいと思います。

それでは質問に入ります。1つ目、長与小学校運動場の一面化について質問をいたします。

長与小学校は平成24年度校舎の改築が行われ、12月には完成し平成25年1月から新校舎で教育が行われ、子供たちの楽しい笑い声も一段と大きく聞こえております。

一方、運動場に目を転じて見ますと、従来からの下の運動場、これは後で出てまいります、下段と言わせていただきます、は一面にして約7,700平米あったものが、その北側に校舎が新築されたため、約4,500平方メートル程度となってしまったのでございます。道路を真ん中に挟み上の運動場、これを上段といいます、は約5,300平方メートルぐらいであると思われませんが、運動場として利用できる有効面積は下段とさほど変わらない約4,000平方メートル強ではないかというふうに推察をいたしております。上下段の運動場は道路で完全に分断され、他校のように一面ではなく使い勝手が大変悪く、教育上よろしくない状況にあり、心配をしているところでございます。

そこで、以下について質問をいたします。

1つ、町内の各小学校とも、長与小を除いて運動場は全校とも一面となっております。その各学校の運動用の面積はどのようになっているのかお尋ねをいたします。また、当然ながら運動場は一面が原則であります、基本的な考え方としてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

2つ目、現在は下段の運動場しか利用できない、お昼時等は芋洗いのような状況が見受けられています。授業では、どのような方法にて利用されているのかお尋ねをいたします。

3点目、上段の整備は今年度末完成の予定と聞き及んでおりますが、これが完成すると新年度から利用することとなると思いますが、どのように利用計画を立てて考えておられるのか質問をいたします。要するに、今日との違いを明らかにしていただきたいと思います。先ほどから運動場の状況を見ますと、発注はされておりますが、もうなかなか何カ月も手をつけずに放置をされたような状況になっておりますが、今年度末に完成するのか心配をするような状況もあるようです。

4点目、上下段の高低差は約3メートル程度あるようでございます。そこで提案を含めて質問をいたします。現在の運動場は、上下ほぼ同規模ぐらいの面積で2分割された状況であり、これが将来ともにこのままでいくことはいかなるものかというふうに思えてなりません。そのためには、上下段の運動場を一面化することです。方法としては、下段の運動場を高低差の約3メートル程度をかさ上げして上段の運動場とつなぎ、その下段の上部は運動場とし、下部は駐車場として確保、利用するものであります。このことにより、運動場は上下段が一面化され、道路の横断もなくなり、安全性が確保されることとなります。駐車場は約110台程度可能と推測をいたしてお

りますが、特に駐車場が中心市街地のど真ん中にこれだけ確保されると、役場を利用される町民への提供、最近特に、とみに混んでおります。この間私も10分ぐらいとめてようやく順が回ってきたと、こういう状況でございます。また、学校関係者の利用、その他、多様な利用価値が出てくるのであります。四、五年程度、一、二年と言わず四、五年ぐらいの程度の期間をもって計画立案、事業実施について行動を起こす考えはないかお尋ねをいたします。

大きな2番目、新図書館の建設について質問いたします。

私はこの件で、過去七、八回程度質問をいたしてまいりました。新図書館、私は従来から生涯学習センターと称してまいりました。の建設位置について、若干の経過を申し上げますと、私の一般質問、平成21年9月定例会の一般質問の再質問で、葉山前町長は、住民が利用しやすい場所、よって、現在地を考えていると表明をされ、町民の方々もようやく位置の決定がされたと安堵するも、その後、二転三転し、あげくの果てには、最終結論を出し得ない状況でございます。吉田町長が就任されて2年が経過をしようしていた今年3月の施政方針で、これは町長が言われた言葉でございますが、懸案事項でございました新図書館につきまして、私はこの施設建設場所を現在造成が行われております榎の鼻土地区画整理事業地内の保留地、約1万平方メートルとすることに決断いたしましたと表明をされました。表明されることはよいこととしても、それには用地購入のための議会への対応、図書館の規模並びにその建設費及び財源などを知り、その裏づけが伴わなければなりません。図書館の建設については、過去何回となく言ってきたように、幼児並びに小・中学生から高齢者までの方々が無難に利用され、また、交通の便がよく、障害者等の方々も利用される車椅子でも行くことができ、さらには平坦地であることが条件であります。議会においては、議会報告会を開催してきたところでありますが、その中の一番の意見は、榎の鼻土地区画整理事業地内は高台にあり、図書館には適さないなど悪評で見直すよう指摘がされたところであります。

そこで質問をいたしますが、一つ、用地購入のための議案の提案もなく、さらには議会の議決前に町長の決断をいたしましたの表明は議会軽視との指摘がありますが、どのような論理をもって説明されるのか御答弁をいただきたいと思っております。

2つ目、用地購入のための議会議決の見通しは立っているのかお尋ねをいたします。

3点目、この土地については、9月の議会での同僚議員への答弁では区画整理の組合から要望があり、面積は1万947平方メートル、金額では5億6,400万円、買収年度は3カ年とのことでありました。1万947平方メートルのうち、平地は8,677平方メートルだそうであり、利用可能面積は全体の88%のようであります。この用地は、開発地のどの位置でどのような状況に現在あるのか、町民がよくわかるように御答弁をいただきたいと思っております。

4点目、高台にあるなどの悪評高いこの地は諦めるべきであります。私はそう思います。ましてや土地は購入しなければならず、価格も105億7,000万円とのことであります。このお金のもとには住民の税金であることを忘れてはいないのか。無駄な金遣いであるというふうに思いますが御答弁をいただきたいと思えます。

5点目、提案を含めて質問をいたします。新図書館は、前町長も一時決断し、現在地と表明しているように、現在の図書館、長与町公民館のある現在地に変更をすべきであると思えます。この土地は、当然町有地であり、購入する必要はありません。現有面積は、約3,250平方メートルあり、駐車スペースも建築面積以外の用地に約50台程度は確保可能であります。方法によっては、この地下駐車場構想により約50台程度、合わせて100台程度は可能と思われます。アンケートの結果から、図書館に行きにくいとした方の過半数が駐車場が狭いとの回答であります。ならば駐車場をつくれればよいのであります。ここの位置ならば大多数の町民の理解と賛同が得られると、現在ここにあるのですからですね、と思うのであります。土地購入の必要がなく無駄遣いもなく、面積的にも十二分とは言えなくともそれなりに対応可能であり、さらには平坦地にあり、まちの中心地であり、幼児から高齢者までの利用ができ、図書館の位置として申し分のないところでありませう。この現在地に変更するよう町長の決断を求め、決意のほどをお聞かせをいただきたいと思えます。以上、質問を終わります。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、きょう午後一の岩永議員の質問にお答えさせていただきます。

1番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会から回答をいたします。私のほうからは、その他の御質問についてお答えをいたします。

2番目の1点目の議決前の建設予定地の表明についてでございます。

新図書館の建設予定地の選定につきましては、総合開発審議会及びその専門部会であり、外部有識者から成る長与町コンパクトシティ構想推進委員会において詳細に検討をしていただき、答申の中で絞られた二カ所の候補地の中からアクセス等利便性の確保、想定される図書館機能に必要な用地確保の見通し、本町の中核施設としての周辺環境、地理的条件等を総合的に勘案し、榎の鼻土地区画整理事業地内の保留地への建設を決定したものでございます。

一方、立地選定と密接な関連がございます新図書館の機能や規模に関しましては、長与町立図書館整備計画検討委員会におきまして、およそ2年間にわたり専門的、総合的観点から御議論、御検討をいただき、町民アンケートにより幅広い町民の意向を踏まえ、本年7月に長与町立図書館整備基本計画書として取りまとめたいただいたところでございます。

このように、新図書館には多くの方の切実な思いが込められており、可能な限りその意向を酌み取るための努力をし、しかるべき手順を踏んでまいっ

た点にも御理解を賜りたいと考えております。

2点目の御質問についてお答えをいたします。

新図書館の建設予定地の選定理由につきましては、前述のとおりでございます。また、これまでも議会の席上で御説明申し上げてまいりました。私も皆様と同様に、本町の規模と今の時代にふさわしい、明るくにぎわいのある、誰もが利用しやすい図書館をつくりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

3点目の御質問についてお答えいたします。

現在検討中の図書館用地の具体的な位置は、役場前から今後架設されます都市計画道路西高田線橋梁を渡り、直進してすぐの右手下段の土地でございます。また、既に造成工事を終了しております。設計上の面積は、議員御指摘のとおりでございますが、現在、確定測量を実施中でございますので、今後、面積が確定する予定でございます。

4点目、5点目の質問について、関連がございますのであわせてお答えをいたします。

高台である点、また新たに土地を購入しなければならない点から、榎の鼻土地区画整理事業地内への建設を断念し、現在地へ建設すべきとの御提案でございます。御指摘の観点、候補地選定に関し考慮すべき大きな要素であることは言うまでもございません。そして、これまでも答弁させていただきましたとおり、教育のまちを標榜する本町にふさわしい機能や利便性、さらに、アクセスの向上に向けたバス路線やコミュニティバス等公共交通の整備に努める必要性等を含め、総合的な観点から決意したものでございます。本町に暮らし、学び、働く皆さんの豊かな生活に貢献できる明るく楽しく便利な図書館をつくっていくという強い決意を持って事に臨んでまいりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

①小学校の運動場の一面化について、たくさん御質問ありますので、簡潔に回答いたします。

1点目の各学校の運動場の現状と基本的な考え方でございますが、長与小の現在の運動場の面積は、4,500平方メートル、洗切小が1万2,300平方メートル、高田小が7,526平方メートル、北小が1万1,923平方メートル、南小が1万1,751平方メートルでございます。学校の運動場は学校教育活動の円滑な遂行を支えるとともに子供の心身を鍛え、社会性を磨き、団結心や規律心を養い育てる場として、また、災害時には地域の方々の避難場所としての役割も担っているものと考えます。その運動場は、全面一面がよいかどうかと問われれば、基本的には全面一面がよいという考えは議員さんと同様でございます。

ところで、長年多くの議論を重ね、多くの方々の御支援のおかげでやっと新校舎が完成しましたが、現在、上の運動場を整備中で、まだ教育環境整備

の途上でございます。これが完成しますと、現状の中で施設を有効に活用し最大の教育効果を上げるというのが基本的な考えでございます。

2点目の授業における運動場の利用状況でございますが、今、上段は整備中のため、体育館と武道場と下の運動場をお互い譲り合いながら使用しています。具体的には、下の運動場で2学級が同時に使用したり、武道場の上と下とを1学級で使用したり、本来は避けたい1時限目からの体育を実施したりするなど工夫しながら取り組んでいます。しかし、運動場を全面使用するサッカーや陸上のリレーなどになりますと、その都度、時間割りを入れかえるなど、苦勞してるところでございます。

3点目の上段の運動場整備後の利用計画でございますが、上段が完成しますと、下段には学級園や花壇などを整備し、子供が生き生きと活動できるような遊具を整備したりして教育環境整備を行ってまいります。また、体育の授業は低学年は下段で高学年は上段を基本に実施いたします。そうすることによって、授業は伸び伸びと余裕を持って実施できますし、1時限目から体育は組まなくてもよろしゅうございます。また、放課後スポーツ教室も基本的には球技は上段で、陸上は下段で行う予定であります。このほかに、上段はコミュニティーなど、地域の方々の活動の場としても、学校教育の支障のない範囲で開放し、体力向上や触れ合いの場として大いに活用していただけるようにと考えております。

4点目の下段をかさ上げし、上段と一面化する計画でございますが、御提案は理解できますし、すばらしい構想だと感服いたします。特に、運動場の一面化という安全面のメリットだけでなく、役場周辺の恒常的な駐車場不足の解消にもつながるものと思います。

しかしながら、次のような課題がございます。一つは、下段をかさ上げすることにより、職員室や校長室から子供たちの活動が見えなくなってしまうことです。今回の設計で我々が一番重視したのは、教職員が子供たちを見渡せるということでした。職員室や校長室が地下に埋もれるような校舎はいかなるものでしょうか。

次は予算面の問題です。下段を3メートルほどかさ上げし、地下を駐車場にするには莫大な予算がかかります。今後ほかの学校も含めていろいろな公共施設には計画的な予算がたくさん必要となります。

また、生活道路をどうするかの問題です。新校舎設計に当たり、この道路をずらすことができないかも検討いたしました。上段を下段のほうに寄せて迂回路も検討いたしました。ほかは、地下道にすることも考えましたが、いずれも厳しいという結論になり、現在に至っているところです。

議員さんも子供たちの安心・安全のために熟慮されての御提案でしょうが、現在行っている教育環境整備を粛々と進めながら、学校教育の果たすべき役割を遂行してまいりたいと考えております。したがって、御提案のような内容をこの四、五年程度の期間をもって計画立案するようなことは考えておりませんので、御理解いただきたいと存じます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

1 1 番 岩永議員。
(岩永政則議員)
それでは、1点目につきまして、数点質問をさせていただきたいと思いま
す。

議長 児童数が長与小の場合に、聞くところによりますと、835人程度だろう
というふうに思います。学級数が27学級というふうに聞いておりますが、
今後5カ年間の児童数と学級数の見通し、これは立てておられましようか。

議長 (山口経正議員)
教育委員会理事。
(永富雅徳君)

教育委員会 今後5カ年ということ、緑ヶ丘の子供たちが選択校区ですけど、長与小に
理事 行ったという考えのもとで試算いたしまして、27年度が865名というこ
とで、850名ぐらいから830、820かな、その程度をこの5年間で推
移するようになっております。

議長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)
今後5カ年間の児童数と学級数の見通しをお聞きをいたしておりますから、
これをお答えをいただきたいと思えます。

議長 (山口経正議員)
教育委員会理事。
(永富雅徳君)

教育委員会 申しわけございませんでした。平成27年度865名、平成28年度84
理事 6名、平成29年度852名、平成30年度830名、平成31年度827
名の間でございまして、学級数につきましては、定数がございまして、そ
の都度変わっていきますので、この時点では把握できておりません。以上
でございまして。

議長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)
昨年ぐらいから、今年度になりましてからかね、町内の小学校で一番多い
小学校に今なったんじゃないかなというふうに思いますね。以前、南小が多
かったですね。一番多いときが三十二、三学級、私がおりましたときは32
学級ぐらいで仮設をつくったんですけども、それからいきますと、何か今
の数字からいきますと減るような状況の数を言われたんですが、現在865
で、31年が827人ですね。ちょっといかなものかなというふうに思う
んですが、この推計は正しいというふうに自信を持って言えますかね。

議長 (山口経正議員)
教育委員会理事。
(永富雅徳君)

教育委員会 今長与町に住民が住んでおりますけど、その5歳児からゼロ歳児までの
理事

数を推計して出したものでございます。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)
わかりました。
それじゃあ、今後校舎を増築をするようなことはないというふうに理解を
していいんですかね。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)
当初設計をするときに、ちょうどその榎の鼻の開発と重なりましたので、
あそこが満杯になったということ想定しまして、つまり全部がもう売れて
しまったというのを想定して出生率等を考えて、1,000名は超えないだ
ろうというふうな想定のもとで、教室も特別室なんだけども、いざという
ときには教室に札をかえるだけでなるような、そういう環境整備しております
ので、増築することはないというふうな見通しを持って進めております。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)
町長にお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、先ほどの一面化に
ついて、ここ四、五年間のうちにはする予定はないときっぱりと断言をして
言われましたけれども、教育長はですね。これは教育委員会が断言するとい
うのはおかしいわけです。というのが、知ってのとおり、教育財産の取得
については町長がしまして、そして、それを完成後に引き渡して、教育委員
会はそれを管理するのが地教行法に定められたものであるわけです。そうい
うことでありながら、教育長がしませんと言うのはおかしいんじゃないです
か。したがって確認をいたしますが、町長もそのような考えでおられますか、
確認をしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)
今教育委員会が申し上げました、議員御提案の内容をここ四、五年程度を
もって計画立案するようなことは現時点では考えていませんので、御理解を
いただきたいというようなことでございますけれども、これは、教育のほう
でこの部分については十分生徒の数とか、学級数とか、そういったものはき
ちっとしていくわけですよ。それと同時に、またこの後の整備っていうの
があるんですよ。今見たら玄関もありませんし何にもないわけですよ。そ
ういったものを踏まえて、その部分については教育委員会と十分話を私もし
ております。現在のところはこういう形で考える余地はないというふうなこ
とで申し上げたと思います。

議 長 (山口経正議員)

1 1 番 岩永議員。
 (岩永政則議員)
 そしたら、町長、将来ともにこれはもうないというふうに理解をしていいんですかね。私はするべきだという立場で質問をいたしておりますが、町長はしないと。将来ともにですよ、しないということで理解をしていいんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 町長。
 町 長 (吉田慎一君)
 今申し上げましたように、ここ数年ですね。これにつきましてはちょっと考えは持ってないということでございます。世の中っていうのは、随分10年、15年と変わっていきますので、その時点でまたいろんなことを考えられることが想定できるようなことがあるかと思えますけども、現在のところは、この部分については考えていないということでございます。

議 長 (山口経正議員)
 岩永議員。
 1 1 番 (岩永政則議員)
 先ほど、教育長は莫大な金がかかるという表現をされましたが、幾らかかるんですか。

議 長 (山口経正議員)
 教育長。
 教 育 長 (黒田義和君)
 幾らという詳しいところまでは出しておりません。

議 長 (山口経正議員)
 岩永議員。
 1 1 番 (岩永政則議員)
 私はある方をお願いしてこれ全部つくったわけです。ここに110台という駐車場ができるという前提で約3メートルぐらいかさ上げをしましてね。それで大体、坪の25万ぐらいから30万ぐらいでできると。これは設計者ですよ、正式な。それで、約1,000平米ですから、4,500平米ありますけれどもね、全部はできないと。約3,000ちょっとぐらい、平米ですね。そうしますと1,000坪ということになるんです。1,000坪で坪当たり25万から30万と、約2億5,000万から3億、これで上がるわけ。これは私が企画部長当時におったときに、今の学校の改築は上でやるということで、そういうことで下を運動場をかさ上げをしまして、それで図書館を現在地に建てかえるという前提で、この下の運動場に1段上げて、そして運動場をつくりながら、下には駐車場をするということで、そのときですら約3億数千万で上がるという設計をしておったんです。したがって、これ以上答弁求めませんので、十分研究をして、どのぐらいかかるか本当の数字というのはつかんだほうがいいんじゃないですか。そういうふうに思います。もうこれ以上言いませんが。約2億5,000万から3億ぐらいで上がるとい

うことです。

そういうことで、ちょっと私が研究をした成果を結果を教えておきますので、それが違ったら、後に私に申し入れて言われて結構でございます。

もうあとは、次に行きたいというふうに思いますけれども、この生涯学習センターの建設について質問をいたしたいというふうに思いますけれども。町長、はっきり言って、3月のですね、急遽3月に施政方針で区画整理事業地内に決断をいたしましたというこの発言を聞きまして、実は私びっくりいたしましたところでございます。私一人ではなかったろうというふうに思うわけですが、これは、先ほどいろんな検討委員会とかそういうものの意見を聞きながら決断をしたということは言われましたのでよくわかります。その経過もよく存じておりますのでわかりますけれども、何か別のほうから圧力があつたんじゃないかということがなかったのか、そういうことも含めて要らん心配を実はしたわけでございます。急遽だったもんですからね、だからもう少し慎重に発言をするべきじゃなかったのかなというふうに思うんですね。そういうことでびっくりしたんですが、もう一回何かございましたら答弁をお願いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、岩永議員のほうから、3月の答弁は少し驚いたというような話だったんですけども、この図書館建設につきましては、その前の議会の中でもコンパクトシティ構想推進委員会のほうで上げていただいてもんでいただいて、そして、候補地も幾つか上がってきてるというようなことで皆さん方のほうにも御説明しまして、そして、その中から何人かの議員さんからもお話いただいております。したがって、3月に私が出しましたのは、唐突と私はちょっと思ってないんですよ。議員のほうには唐突に聞こえたのかもしれないけども、その前の議会でそういった答弁をされてます。私も図書館のことについては触れております。そういう中で、コンパクトシティ推進委員会が決めた中で2つの候補地に絞られたというふうなことで、それはあくまでもコンパクトシティ構想推進委員会の決めていただいたことなんですけれども、それについて、私は上がったものの中から、いろんなアンケート調査、そして、今議員さんがおっしゃっているような現在地ですね、現在地が図書館にした場合どうかということで、そういった図案も上がって検討されたということも含めまして、いろんなまた角度から皆さん方の御意見を聞いてこの話を上げさせていただいたというふうな経過でございます。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

わかりました。

実は町長、決断をしましてというと、全部条件が整って決まったんだなという感じもするわけですが、先ほど質問もいたしましたように、決断

をしましたからそのままいくということにはならないということなんです
ね。これは当然土地の取得が出てまいりますので、これはやっぱり議会の議
決が必要になってまいりますよね。そういうことも念頭に置きながら、先ほ
どあえて私は読み上げましたけれども、あのような発言じゃなくして、もう
少し慎重に発言はしておけばよかったんじゃないかなという、私は心配を実
はしておるんです。したがって、例えばですよ、例えばね、議会の議決を得
ることができるならば、榎の鼻土地区画整理事業地内の保留地1万平方メー
トルにしたいと考えていますとかね、そういう表現にとどめておけばよかつ
たんじゃないのかなというふうに考えるわけです。後に出てまいりますから
ね。したがって、あえて言いますが、今の今までのその発言を撤回をして、
私が言ったようなそういう形に訂正をするとか、そういう気持ちはありませ
んか。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

大変ありがたいお話をしていただいたというふうに思っております。私は
これにつきましては、表現の方法につきましては、議員がおっしゃるとおり、
私の表現の方法がまずかったのかもしれないかもしれません。しかしながら、ここに至る
までには随分いろんな方々、いろんなことで研究してまいりまして、そして
こういった形で御提案をさせていただいておるわけですが、しかしながら
、まだこれについては何も具体的なものはまだ皆さん方のほうにはお話を
しておりませんものですから、これにつきましては、今からもっともっと具
体的になってまいります。具体的になったところで議員の皆さん方には、い
ろんな角度からそれについて御批評もいただいて、そして先に進めさせてい
ただければなというふうに考えておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)
わかりました。

この点は十分念頭に置きながら、さまざまな手続等については慎重にされ
たほうがいだろうというふうに思うわけです。

それじゃあ、この用地の約1万平方メートルですね。これをいつごろ買お
うとして、いつごろこの議会に提案をされようと今予定をされとるのかお聞
かせをいただきたいと思えます。

議 長 (山口経正議員)
副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

以前の皆様方の御答弁の中でありましたように、3年間ということですよ。
ですから、今年度最後の補正予算あるいは来年度新年度に債務負担行為の設
定の必要があるのではないかと考えております。

議 長 (山口経正議員)

1 1 番

岩永議員。

(岩永政則議員)

3月の補正予算か当初予算の債務負担行為ということで理解をしていいわけですね。わかりました。

もう一回町長に見解を求めますが、いろいろな意見を聞いて、十二分に聞いて決断をしたんだということで不動もしないというかたい意思のようございませぬけれども、いろんな私も先ほど言いますように、議会報告会等開催をしてまいりまして、イの一番にそういう意見が出ると、あるいは、私自身も他の人たちから、住民の皆さん方からあちこちで、あそこだめさ、というのが非常に多いんですね。そうと。しかしそうではないんじゃないかなと思うよと、こう会話をしたりするんですけども、やっぱり現在の場所が一番いいんじゃないかなというような意見は結構多いわけですよ、これは住民レベルですよ。いろんな検討委員会という人たちが、非常にお偉い方々がおられていろんな意見を出されて経験豊富な方の意見かもしれませんが、やっぱり市民レベルという底辺から考えますと、利用者サイドから考えますと、やっぱり現在地が一番いいんじゃないかなと。あんな上には行かんでもいいさという、そういうのが純粋な気持ちのようです。相当私も耳にしております。きのうも聞きましてね、そうかなという感じがするんですけども、もう一回確認しますけれども、今のところは断念する気持ちはございませぬか。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

アンケートをとりまして、そのときに回答者1,227名ございました。そのうちの75.5%の方が現在の図書館はほとんど利用しないというような答えを実はそのアンケートではございます。図書館に行きにくいと、その理由としましては、という方が33.1%なんですね。その中で駐車場が狭いというようなことが一番あったわけです。これが今、議員が御指摘されたように、小学校の1面、2面を一緒にして駐車場を下につくるというのやはりそういったことから来た発想だと思うんですね。だから、基本的に今の小学校では、図書室という機能でいえばそこでできるかと思っておりますけれども、私どもがいろいろ皆さん方が持ち寄ってしている中におきましては、情報発信基地をつくるんだというようなことなんですね。だから、単なる図書館だけではなくていろんなものが併合した、いわゆる情報発信の基地になるべきもの、そして、長与町のランドマークとしてそれを何とか位置づけられないかなというようなことでございます。

そして、それからもう一つは、いろんな施設の再配置というのは、今から老朽化等々ありますよね。強靱化計画もありますし、耐震化もありますし、国からもいろんな御指摘を受けてますけれども、今、例えば、社会福祉協議会の施設であったりとか、老人福祉センターというの、あそこの施設も随分もう老朽化しております。ああいった施設をじゃあどこに移すかというような問題もございませぬ。それから、さっき言った役場の周辺の駐車場が恒久的

に狭いというふうなこともございます。図書館をもし今のところに建つとするならば、じゃあその間図書館はどこに移すのかというような問題もあつたりします。だからいろんなことがあります。高台といいますけれども、例えば、じゃあ長崎県庁はどうなのかと。長崎市役所はどうなのかと。長崎県の図書館はいかなものかと。カナリーホールはどうなのかと。みんな長与町の今の図書館を計画してるとこと変わらないぐらいです、高さも。それに対しては、決して高いとは皆さん方はおっしゃらないと思うんですよね。だから、そのこのところは、長与町も御事情につきましては、議員さんが特に長与町におられたし、一番よく内容も御存じだし歴史もわかっておられると思いますので、そのあたりの長与町の状況も実際酌んでいただいて御勘案していただければなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

言葉尻をとるようなことではないんですが、この区画整理地内に建てることによって、基地のその情報発信基地にしていきたいということを今おっしゃいましたが、今の図書館のあの位置ですね。あそこでは発信基地にはなり得ないのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
企画振興部長。

企画振興 (松尾義行君)

部長 町長からも答弁いたしましたけども、これまでの図書館と違うそういった機能も持たせながらということで、必ずしも現地に建てかえてそういう機能が持たせられないかということ、そこは一定持たせることは可能かとは思いますが、現地の建てかえということを考えましたときに、やはりいろいろと委員会でも検討していただいておりますけども、規模や機能といったところをまずいろいろ考えながらやっておる状況でございます、それと、やはり先ほど来申し上げておりますとおり、現地の場合は駐車場が50台程度しかとめられない。地下駐車場といったようなことになると、さらにコストもかさみますし、建物も高層階にしなければならぬといったような状況。それから、前面の道路も大変に狭隘な道路でございますので、集客施設としてはなかなか難しいのではないかと考えております。

先ほど言いました、情報の発信機能というところも含めまして、これまでの利用者だけではなくもっと広くいろんな方に利用していただけるような施設というものを目指しておりますので、そういったところを考えますと、私どもが表明しております区画整理事業地内というところが適切かと考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
岩永議員。

1 1 番 (岩永政則議員)

まだ時間があるようですね。要するに先ほど、学校の運動場のかさ上げによって、上は一面になっていいというのは、これはもう教育長も一面が一番いいというのは言われたとおりで、ただ、その従来の上の段に校舎がありました、職員室は一番右の奥にあります。これが下の運動場で子供がやがや言って遊んでおるのは見えないわけです。見えておりませんでした。ところが、先ほど上段にすると見えないと、職員室から見えない。それは言いがかりというか、従来と比べたときには一緒なんですね。それはちょっと別として。

要するに、下の運動場にかさ上げしまして、そこに私のこの設計からいけば、約110台がとめられるということになりますと、長与の中心市街地のど真ん中に110台の駐車場が新たにできると。これは発想の転換なんですよ。莫大な金っていうのが、先ほど言いましたように2億5,000万から3億ぐらいでできるわけです。そうしますと、この1,000平米の土地が新たにできたという発想になりますとね、要するにその土地を有効活用することによってそれだけの小売的なものができていく。そうすると、役場の駐車場もこういう形で狭い。いざのときは相当な寄与をするだろうというような発想ですたいね。そうしますと、図書館も現在地に建てていくということになりますと、現在の土地は現在の面積は3,250平米でしたかね、ですね。そうしますと、約1,000坪になるわけですよ。そうしますと、この土地の価格を考えますと、例えば坪30万としましても、3億の価値観がそこにはあるわけなんです、あの土地にはですね。

そういうことで、やっぱり従来その役場が、役場の跡ですからね、先人の知恵なんですね。やっぱり一番いいところに役場を建ててきたわけなんですよ。今の図書館のあの鉄筋コンクリートの3階建てですね、増築をしたりなんかしましたけれども、やっぱり位置としては住民の一番利便のいいところに建ててきたわけなんですよ、昭和33年だったろうというふうに思うんですね。まだ私が役場に入る前なんですね。その以前にあった役場は木造で、それは後ろの今の長与の公民館があるところに引き家をしましてね、平家ですね、もうすごい建物でございます。そこに私は役場に入った当時は、仕事場がそこにあったんです、私の。役場とは別に。そこにおったんです。そういう形で、その今の図書館があるこの役場跡ですね、その以前の役場、これは数十年、相当たった建物なんです。そういう長年の中で役場の位置というのは一番やっぱり住民に利便性があるところだということに建ててきたわけですね。これはもう町長知ってのとおりです。そういうことで現在のところのあの場所は利便性に欠けるとか、あるいは何かに支障になるとか、あそこにはしない理由というのは私は成り立ち得ないだろうというふうに思うわけなんですね。したがって、この区画整理地内は別ですよ。これはもうこっちに置いてね。置いてね。現在の土地そのものは、位置そのものはこれは一番いいと、最適な地であるというふうに、やっぱり先人の知恵から学んで考えても私は一番いいのじゃないのかなというふうに、そのようにいまだに思っております。

そういうことで、最後になりますけれども、そういうことを踏まえながら、でも、そこがやっぱり適してないというふうに町長は判断されるのか、町民に明らかにしていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、岩永議員の御意見は、非常に発想の転換という意味で確かにおもしろく、いろんなこともできるんだなというふうなことも一方では考えておるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今、長与町はいろんな施設の見直しということも一つございます。そういった中で、今、庁舎が建ってる長与、この役場周辺というのは大変いい場所でございます。ところが、この榎の鼻も一番、橋を渡ってすぐのところでございます。この場所に1万平米の土地がとれると。この1万平米の土地っていうのは、もう今から先は決して取れないと思うんですね。そこに1万平米の土地がとれて、そこに100台以上の駐車スペースがとれると。そうしますと、今の図書館でいきますと、人がなかなか集まりにくいところだったのが、今度は岡郷とか、百合野とか、本川内とか、いろんなところから車で来ていただくと、そして、70歳、80歳の方も今は車を乗っておられます。なぜかと言いますと、免許証を返還する方々は少ないですので、かなり高齢者の方でも乗っておられると。そういった方々が車で乗りつけてこられるところ、そして、長与町のどこからでも集まれるところ、そういった面でいったら、この長与町周辺は確かにいいんですけども、● が低いということもございます。それともう一つは、道路が先ほど言いましたように真ん中を通ってる、今のままで言えば非常に狭い。そういったこともございまして、やはり今の長与町の状況を勘案していただきまして、私もコンパクトシティというのは考えております。その中に、やはり榎の鼻からここにかけて動線をつくりましてまちの繁栄ということも考えますと、この地が適切ではないかなというふうに考えておるところでございます。

議 長 (山口経正議員)

岩永議員。

11番 (岩永政則議員)

図書館がやっぱり利用者が非常に少ないじゃないかという町民の意見もありますけれども、やっぱりここまで来ると図書館というのは町の大きな政策の一大事業だろうというふうにとするわけなんです。したがって、今後土地取得の問題、あるいは中身の問題ですね。いろんな問題が、また、議会とのかかわりが出てまいりますので、このあたりをうまくクリアしていかなければ何もできないわけでございますから、その点は十分念頭に置きながら、いろんな配慮を町長していただいて、それでうまくスムーズにこの建設ができるようにぜひお願いをしたいと、私からもですね、そういうことで質問を終わります。ありがとうございました。

議 長 (山口経正議員)

場内の時計で14時10分まで休憩をします。

(休憩13時51分～14時10分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、金子 恵議員の①住民との協働のまちづくりについての質問を許します。

7 番

7番、金子 恵議員。

(金子 恵議員)

一般質問を始めさせていただきます。

今回のテーマは、住民との協働のまちづくりについてということでテーマを設けました。

地域主権改革の推進により、自治体には独自の政策展開が求められ、地域の特性を生かし、個性豊かなまちづくりを行うため、町民と行政、議会がともに考え、進めていくことが不可欠です。また、町民の多様化するニーズに応えていくため、多くの意見を取り入れ、いかに政策展開していくのかが重要です。情報を共有し、役割分担しながら住民自治を進めることは地域に活力を増加させることにつながり、それをどう維持していくかが課題であり、それを解決することが住みやすいまちをつくることになると思います。

そこで、以下のことについて質問いたします。

(1) 今後住民参画をどのように図っていくのか質問いたします。

(2) 住民との協働により地域を活性化させる手法は考えられないのか伺います。

(3) 住民の意見を聞く場になっているほっとミーティングで出た提言や提案など検討し、実現可能なもの、来年の予算に取り入れるものがあるのか伺います。

(4) 住民の意見がより反映されるように住民投票条例を取り入れる考えはないか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

それでは、金子議員の御質問、今後の住民参画をどのように図っていくのかということについてお答えを申し上げます。

今日まちづくりにおいて、協働、住民参画という観点が不可欠なものになっております。その背景には地方分権の進展、少子高齢化、核家族化、頻発する自然災害などにより複雑化、高度化する住民のニーズに行政だけで対応することが難しくなっております。さらに、阪神・淡路大震災や東日本大震災等、大規模な自然災害を経験し、国民の中に相互扶助の意識が高まってきたことなどが指摘されております。

それと、議員御指摘のとおり、地域の特性、資源を生かした個性豊かな個性的なまちをつくるにも協働、住民参画の観点を欠くことはできないと考え

ております。

本町におきましても、住民の皆様のお力添えを得ながら、既にさまざまな領域で協働の取り組みが進められておるところでございます。そのかいもあつてか、本町の暮らしやすい生活環境といえますのは内外で高く評価されておるところでございます。

そこで、1番目、1点目の質問にお答えいたします。

本町での協働、あるいはまちづくりへの住民参画につきましては、平成24年3月に策定いたしました長与町協働のまちづくり基本方針、これに沿って推進することとしておるところでございます。方針は、協働の目的や基本原則、想定される協働の担い手、手法、さらに分野ごとの具体的な取り組み等を網羅しており、町民各界各層の皆さんから成る長与町協働のまちづくり推進会議での1年間の議論を経て策定されたものでございます。町といたしましては、方針中の各種事業を着実かつ効果的に推進するに加え、事業のさらなる充実、発展に向けた環境整備に注力する必要があるものと考えております。

次に、2点目の地域を活性化させる協働の手法についてでございます。

既に本町では、基本方針に沿ってさまざまな領域において協働の取り組みが進められております。例えばファミリーサポート、ちょいサポなどの相互扶助サービスや福祉員を初めとした地域住民によるひとり暮らし高齢者の見守り、ごみの減量化に向けた各種の取り組みなどがございます。

ひとり暮らしの見守りににつきましては、百合野地区においてICTモデル事業を実施してまいりますことは御案内のとおりでございます。いずれも先進的な取り組みで安全・安心な暮らしや、良好な生活環境の実現に大きく寄与していただいているものと考えております。

今後は、御指摘の地域活性化の観点による取り組みを加速させる必要を感じておりますので、町民の中から豊富な知識や経験を有する人材を発掘し、また、必要に応じて外部から人材を招聘することにより地域を元気にする、地域のアイデンティティを高めるような取り組みができないか検討する必要があると考えております。

3点目の御質問でございますけれども、ほっとミーティングで出た提言や提案で実現可能なもの、来年度予算に取り入れるものということでございますけれども、町長に就任してこれまで合計8回のほっとミーティングを開催してまいりました。住民の皆様と直接対話することで町政への理解が深められていると感じているところです。ミーティングには各所管の部長が同席いたしますので、その場で出ました意見、要望等につきましては、対応可能なものは私のほうから指示をいたしまして、すぐに対処するようにいたしております。特に意見、要望が多いのは、道路の補修、街灯、防犯灯、交通対策等で、既定予算の範囲で対応させていただいておりまして、今のところ来年の予算に取り入れるものはございません。

また、私は、このほっとミーティングは、住民の皆様にも身近に行政の状況を感じていただける最たるものと思っております。今年度は各行事等の関係

でまだ1回の開催でございますが、この後、まちのほうから団体等への申し入れを行いながら、あと3回は開催したいと思っておりますのでございます。

続きまして、4点目の住民投票条例につきましての御回答をさせていただきます。

御承知のとおり、日本における住民投票は、日本国憲法の規定に基づく住民投票、地方自治法の規定に基づく地方議会の解散請求あるいは首長、議員の解職請求等に関する住民投票、そして、地方自治体が定める条例に基づく住民投票に大別されます。

御質問の地方自治体がみずから住民の意思を問うために条例を制定する場合につきましては、近年、原発などの重大問題に対して恒常的に住民投票を行えるよう、条例を制定する自治体もございます。

私は、常日ごろ、町民の皆様の多様なニーズの把握と丁寧な情報発信を心がけております。また、議会におかれましても、町民とともにを基軸とした長与町議会基本条例を制定され、議会情報の発信、町民への説明責任を果たされております。住民投票条例に関する他自治体の動向は注視していくべきものと考えていますけれども、現状において、条例で定める住民投票の役割としましては、町政の最重要課題について、住民の意思を確認するために行うあくまでも議会制間接民主主義を補完するものという認識で捉えておるところでございます。したがいまして、現時点では、地域住民の課題などを町民の皆様から直接お聞きするほっとミーティングや公民館等に設置してありますまちづくり提案箱などを活用し、また、議会の皆さん方の御意見を拝聴しながら地域に根差した行政を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

金子議員。

7番 (金子 恵議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

まず長与町の第8次総合計画に町民、自治会、コミュニティー、各種団体、企業等に町を加えた推進組織の立ち上げ、担い手相互の連携や効果的な協働と明記されておりますが、実際、今現状はどういうふうになっているのかというところをまずお聞きします。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

御指摘の協働に向けた環境整備の部分です。行政が担っていく部分でございます。それは、町長の答弁にもございました基本方針ですね。協働のまちづくり基本方針の中にも、一番最初の項目として環境整備（基盤体制整備）として掲げられております。具体的には、今言及されました庁内推進体制整備でございます。これは、現在企画課のほうで所管をしております。ただ、この内容といたしまして、内外に向けたワンストップの窓口を担うというような部分があるんですが、その部分についてはまだ十分機能していないのか

なというところが反省点でございます。

続きまして、協働推進組織の立ち上げでございますが、これにつきましても現在準備中でございます。まだ実際の立ち上げに至っておりません。協働推進組織が何かと言いますと、協働の担い手と目される町民自治会、地区のコミュニティー、それに企業、各種団体、例えば大学等ですね。いろんな担い手の推進組織というイメージでございます。

そしてあと、効果的な情報発信もでしたですかね。これにつきましても、やはり全国の先進事例等を効果的に皆さんにお知らせするという事を通じて、これならば私たちにもできるなというような形の裾野を広げていくと、そういう取り組みにつながっていければと思います。これも今後の重点課題でございます。

以上でございます。

議長 (山口経正議員)

金子議員。

7番 (金子 恵議員)

大体わかりました。それでは、町のほうから取り組みをされている、そういうふうな情報の発信というのは積極的になされているというのは理解しております。それでは、この協働というものの意義ということに住民の皆さん自体が理解をしているのか、その点はどのように考えられますか。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

先ほどの私の答弁の中で不十分な点を幾つか申し上げましたけれども、それは言いつつも、町長の答弁にございました先進的、先駆的な取り組みもそれなりに進められているというところでございます。それは、例えば福祉による見守りであったりとかそういうことなんです、先般、各コミュニティーにおいてまちづくり計画の策定などもしていただいておりますけれども、そういう形での地域の皆さんへの一定の浸透はしているのかなと思いますけれども、今後はそれをさらに先ほども申し上げたとおり、裾野を広げていく努力が必要になってくるものと考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

金子議員。

7番 (金子 恵議員)

やはり最後におっしゃられた裾野を広げる、やはり自治会なんかでも協働という面では、ごく一部の人に限定されているというところも多々ありますので、やはりそこが一番大事なのかなというふうに思っております。

今、住民との協働ということでお答えをいただきましたけれども、計画の中には、ボランティアですとかNPO、そして、産学官の協働の推進ということもあげられております。この産官の連携ということになると、商工まつりですとか、シーサイドマルシェだったり、そういうものがあるかとは思いますが、地元の企業、そして商店との連携による協働のまちづくりを

促進としておりますけれども、先ほど同僚議員の質問の中に、有志の勉強会に対しということはどういうことをしているかということに関し、その声をかけをしていると、現時点ではできることから始めるということで答弁がありましたけれども、この地元企業とか商工会、商店主、事業主、そういう方たちの要望、意見などを聞く情報交換の場というのは行政側でお持ちでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
地域政策課長。

地域政策 (大津鉄治君)

課 長 その一つの例といたしまして、商工会あるいは事業者の方との連携した協議会の場はどうかということでございますけれども、商工会においては、常々日ごろから連絡調整、意見交換等を行わせていただいております。

それからもう1点、先ほども申し上げましたけれども、地元の商店主の皆さん方、これは一つの例といたしまして、商店街の皆さん方との意見交換については申し入れをいたしておる状況でございます。それから、町内の各事業所等につきましては、商工会を通じて各部会の皆さん方の意見、そういうものも含めて商工会の中でのそういう意見交換の中で情報収集は努めてさせていただいておりますという状況でございます。

議 長 (山口経正議員)
金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

私が商工会と言わずに、地元企業、商店との連携というふうに言いましたのは、やはり商工会に入っていない事業者の方もいらっしゃいますし、最近商工会のほうでまちゼミというのをしましたけれども、一対二ぐらいの割合で、やはり時津町のほうが参加されている企業が多いということですね、事業主のほうが。この事業者との協働というのは、長与町を盛り上げるためにも重要だと思います。今後のまちづくりにもやはりと大きな影響が出てくるものではないかというふうに私は思います。これまで以上に行政が地元の業者に手を差し伸べることで地域の活性化を図っていくということもこれからも継続していく必要があると思います。その一つの手法として、産官協働ということで図書館の雑誌スポンサー制度の導入をしている自治体があります。この制度というのは、雑誌の購入費を1年間負担してもらったかわりに雑誌にかけるビニールのカバーに広告を掲載するというものです。このことによって、図書館の経費を削減することができて、その分で他の新書ですとか、資料等を購入に充てることができるというそういうメリットがあります。これは高知県の宿毛市、熊本県の大津町で導入をして大きな成果を上げているということです。大きな反響を呼んでいるということです。

この蔵書数の増加というのは、図書館に対する住民の要望の項目にいつも上がっていると思うんですけども、新図書館ができるまでというのはまだ数年かかりますよね、これはもう確実です。1年間の雑誌の購入費を負担してもらって蔵書数をふやし、住民の読書環境というものを充実させるた

議長

めの施策を進めていただきたいというふうに思うのですけれども、こういう政策というんですか、制度は考えられないでしょうか、町長いかがですか。

(山口経正議員)

生涯学習課長。

生涯学習

(帯田由寿君)

課長

今お聞きしました雑誌スポンサー制度ですけれども、雑誌の購入を業者さんをお願いいたしまして、そのかわり背表紙等にPRをさせていただくという形で、その雑誌を1年間を費用負担をしていただくという形になってるみたいですが、今私どもで図書コーナーのほうにあるのは62冊ほど雑誌等があるんですけれども、その分をカバーをつけさせていただいてPRをさせていただく、まずそういう業者さんがいらっしゃるか、そういう業者さんがそれをメリットとっていただけるかということがまずちょっと確認をしないといけない部分だと思うんですけれども。

それと、議員さんおっしゃるみたいに、新たな雑誌を購入をして広く皆様にとということになった場合に、1年間、業者様に協力いただいて新しい雑誌を購入してその分を置かせていただきます。その後、業者さんがあんまりメリットなかったなど、これはうちはもう引かせていただきますよって言われたときに、その雑誌をうちが廃刊するわけにはなかなかいなくなってしまうので、そういう部分もちょっと考えながら、ちょっと今からはどういう形でスポンサー制度を組み込んでいくかというのは少し検討課題が残ってるかと思います。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

金子議員。

7番

(金子 恵議員)

そのカバーに、1年間の雑誌購入をしていただくという分は、そこは商工会とかと連携をしたり、広報に載せるなりをして募集を募ることは可能だと思います。

私が調べたところによると、高知県の宿毛市では、募集をしたら3日間です。やはり10社程度の会社のほうから連絡があったということです。そして、この10社というのは新しく雑誌を購入するのではなくて、今現在図書館で購入している雑誌を継続して置いている雑誌を来年度からでも1年購入費を負担してもらおう。そういうふうなことです。改めて新しい雑誌を購入してもらおうということではないんですね。

私が何でこの取り組みを見ていいなって思ったのかというと、ビニールカバーというのは100円均一でも今は簡単に購入できるような時代ですし、この長与町で商工会に入っていない業者さんも、まさに雑誌購入の負担をするということで行政にかかわってもらおう、参画してもらおうということで一つの手段になるのではないかと思いましたので、これを提案させていただきました。そう大したお金もかからないと思いますけど、今後検討も必要かと思っておりますけれども、この制度について、町長、見解を伺います。

議長

(山口経正議員)

生涯学習課長
生涯学習課長
議 長
7 番

生涯学習課長。 (帯田由寿君)
今お聞きしましたように、今の図書でよろしいのであれば、もう十分私どもとしては予算面もかなり削減できますので、できるだけそういう形の方向で進めさせていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
金子議員。
7 番 (金子 恵議員)
少しちょっと前向きな答弁をいただけたのではないかというふうに理解をしておきます。

この協働のまちづくりを進めるためには、やはり住民のニーズに応えるとともに、やはり地域力の維持、強化を図るということを考えていかなければならないというのは、もう皆さんも私たちも重々理解しているところであります。そのためには、やはり自治体と住民の協働、そういうことが極めて重要ですが、それではその担い手がそういうその橋渡しの役目をしてもらえる人材というのがなかなかいないというか、育成ができないというのが現状だと思います。初めて一般質問にここに立ってから3年半がたちますけれども、たびたびこの担い手の育成ということに関し質問をさせていただきましたけれども、育成を考えているという段階でとどまって、なかなか実際にこの人が担い手ですっていうところまでの段階には至っていないというのが現状ではないかというふうに思います。

それでは、その橋渡しのその役目を担うのは、簡単に見つけられない、育成ができないというのであれば、私、9月の議会で質問した地域おこし協力隊というのがあるんですけども、前回ちょっと余り上手に質問ができなかったので、ここでちょっと再度さわらせていただきたいんですが、この25年度は978名318団体が受け入れています。今後、国は28年度の目標として約3,000名の隊員を考えているそうです。現在、先ほども申しましたように、この担い手不足というのが懸念されている本町でも、この仕組みを利用することによってNPOですとか商工会、商工会に含まれない事業者、そして自治体、大学、そういう方たちと連携をとってこの制度を取り入れることで新しいまちづくりを考えていけるきっかけになるのではないかというふうに思うんですけども、その点いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
企画振興部長。
企画振興部 長 (松尾義行君)
地域おこし協力隊につきましては、議員がおっしゃるとおり9月議会でも御質問をいただきましたけども、これにつきましては、全国的な事例を見ますと、定住など一定の効果があるということから、私どもとしても全国及び県内の事例を研究していくという答弁をさせていただいたところでございます。その後も県下の状況を見ますと、幾つかの市においてまた募集もされてるようでございます。

この地域おこし協力隊制度は、御存じのとおり三大都市圏などから、主に過疎地でありますとか、山村、離島、半島地域、そういったところに人に来ていただきまして、移住、定住していただく。地域での活動を通して最終的には定住をするということが目的にした制度でございますけども、今のところ、実例を見ましても、過疎地域での活動というのが大変多く、また、実態調査によりますと、従事した活動としましても地域おこしの支援、それから、農林水産業への従事というところが非常に多いところを占めておるという結果が出ております。その地域おこしの支援というところでいいますとどういったことをしておりますかといいますと、まず地域が主催する行事、その伝統行事でありますとか、そういったことへの参加、協力、それから自治体のホームページやブログ、そういったものの地域情報の発信といったようなところの支援、それから、都市との交流事業、グリーンツーリズムですとかそういったところの交流事業の企画、運営をしている。それから、農林水産業に関しましては、農作業、それから漁業の支援といったようなところ、それから、イノシシなどの害獣駆除、そういったところの専門的知識を生かした支援、それから農業や漁業の体験の企画、運営と。そういったところが事例を見ましても大半を占めております。

では、この長与町でどういった分野でそこを想定していくのかということを考えますと、協力隊員というのは、最終的にその地域での活動を通じた後に定住していただくというのが目的でございますので、そういった意味から考えますと、長与町の農業とか漁業の規模ではなかなか難しいところがあるかと考えております。その中でどういったところかといいますと、やはり今後の人口減少、高齢化が進むという中でやはり一番必要なことは、移住、それから定住の促進、コミュニティーの活動の活性化といったところではないかと思っておりますので、長与町で何が適切、そういった方々に来ていただいでできそうかというところで言いますと、具体的には移住希望者への情報の提供ですとか相談業務、それから空き家バンクの情報整備ですとか支援、コミュニティー活動への支援といったようなところが考えられないかと思っております。

この地域おこし協力隊の制度につきましては、先ほどありましたように地方創生という意味からも、今後、今の1,000名から3,000名ふやして行きたいというような国の意向もございまして、趣旨にも私どもも賛同はするところでございますので、受け入れ体制としてこちらの体制がしっかりとれるかどうかそのあたりを検討しながら考えてまいりたいと思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

ありがとうございます。

この地域おこし協力隊というのは、今答弁にありましたように、山間地域とか過疎化した地域っていうのを主にというふうにおっしゃってましたけれ

ども、その趣旨っていうのがだんだん変わってきているように感じるんですね。最初23年度でしたっけ、に始まってもう三、四年たつんですけれども、だんだん都市部でも、都市部というか長与町ぐらいのまちでも、その町に合った施策とかそういうものに人的支援ということで、この地域おこし協力隊を活用できるということもあります。そして、3年間研修費ですとか、マネジメントというんですかね、そういうものの面での費用も地方交付税で手当されることになりますので、私はまちにとって山間地域じゃないから農業地域でもないからということで、この地域おこし協力隊の活用をちょっといま一つ考えるというのであれば、その部分を変えて長与町に合った形で、住民との協働を図るための人的な支援の目的ということも兼ねて考えることもできるかと思しますので、そのあたりはこの制度を前向きに検討をいただければというふうに思います。

では次に、3番目にほっとミーティングに出た提言、提案ということで、先ほど町長から、その8回のほっとミーティングを重ねてということで答弁がありました。その中で出た意見等はその都度答えていくというふうなことでしたけれども、この8回というのは、町長の任期中、2年半で8回ということではよろしいでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

はい、そうでございます。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

先月の第3日曜日の資源化物の回収の、うちの自治会は2カ所してるんですけれども、その1カ所のほうに町長がいらっしゃったということで、手伝っていただいている自治会の方も、町長がわざわざ足を運んでくださったということだけで喜んでおられました。どんな話をしたと言ったら、いや、そう大した話はしてないけれどもということではありましたけれども、もう来たということだけで、やっぱりおじいちゃんたちはうれしいようで。ということですよ、ほっとミーティングというのは結構受け身のミーティングではないかというふうに思うんですね。住民の意見を聞くためにほっとミーティングをされていますが、それが受け身の体制ということであれば、逆に定期的に50ある自治会を町長がこちらのほうから回ってっていうか、赴いて膝をつき合わせた意見交換を行い、住民の声を一つ一つ吸い上げていくという方法もあります。これは、以前同僚議員の方も一般質問でされていましたけれども、それに関しては、町長のお考えとしてはいかがでしょうか。今で十分と思われませんか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

ありがとうございます。ほっとミーティングは8回ですけども、もっと御要望があれば行きたいなと思ってますし、余りこちらのほうから押しかけていくっていうのもあれかなというふうなことでありまして、でも、先ほど言いましたように、何かあればもう喜び勇んで参りまして、その地域の方々と話をしていきたいと思ってます。ほっとミーティングもそうですけども、その後にはまちづくり提案箱というのも今してます。これも結構入ってます。もう多くなったなということで、それで、できることはすぐするようにしてるんですよ。だから、ほっとミーティングの場合も、大体要望が本当は私たちは町政報告とそれとあとは日ごろの活動というそういった会話をしたいなと思ってんですけども、どうしても参りますと要望というのが多いというのが現状ではございますけれども、しかし、それでも皆さん方の御要望ですのでぜひお聞きしたいというふうには思っております。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

皆さんの住民の声は、その都度聞いてすぐ対応するということですがけれども、また繰り返しになるかもしれませんが、受け身ではなく町長のほうから住民の中に入っていくという体制もちょっと考えられてもいいのではないかなというふうに思います。それがやはり協働のまちづくりというんですかね、そういうことのもっとっていうんですかね、自分たちの声が行政に伝わるという、住民のその意識も高まると思うので、ちょっと検討をいただければというふうに思います。

その住民の声なんですけれども、やはり自治体の政策に反映させる役割を担っているのは確かです。その役割を担っているのは確かという、それは私たち議員の立場も同じですよ。住民の方の話を聞いて、それを一般質問だったり、委員会だったり、直接所管のほうに話しに行ったりと、そういう役割も私たちは担ってはいるんですけども、本町のこの長与町議会でも定数が削減されるように、その役割を担うというその議員数が全国的に少なくなっているということもあって、住民の皆さんが自分たちの声を政策に反映させるために住民投票を求めるようになったという経緯もあります。

この住民投票というのは、1996年、新潟県で先ほど答弁の中にもあったように、原子力発電の建設、そういうふうな大きい問題を住民に問うということで、そこで行った住民投票がきっかけで今のようなある程度活発になったというふうに聞いております。自治体における住民投票というのは、住民にとってやっぱり参加の手段ということもありますし、その代表機関、行政と議会の側からすると一つの補完物として捉えることができるのではないかなというふうに思います。将来のまちづくりのため、その多くの場面で住民の意見を反映すべき大きな事業ですとか、今回でいえば図書館の建設だったり、いろんな大きな事業ですとか施策とか、これからも出てくるかというふうに思うんですけども、そういうふうな課題ができてきたときのために常設型ではなくてもいいです、個別型で。個別型は住民50分の1の署名が集

まれば住民投票がなされますけれども、もし万が一、そういうふうな個別の住民投票の訴えがあったりといった場合に、これは議会の議決も必要だとは思いますが、そこを受け入れて住民投票をしないといけないという覚悟っていうんですかね、そういうものって、その住民投票に関しての考え方を再度、町としての考え方をお聞きします。

議 長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

金子議員さんの御質問の住民投票条例は、多分常設型のことをおっしゃってらっしゃるということでお答えさせていただきますが、資料の受け売りになりますけど、もともと地方自治制度自体が住民から選挙で選ばれた議員の皆様及び首長で主体的に運営をしていくというのが基本だと思います。そこで、さまざまな要因によって直接住民の意見を聞くという住民投票を最初からいつでもやれるようにするというのが常設型だと思いますが、この辺はいろいろメリット、デメリットといいますか指摘があつてるようでございまして、例えば、議会の議決を経ないで住民投票が実施されるということ。これについては、メリットであつたりデメリットであるという意見があるようですね。私たちが考える住民投票、住民の意思の反映につきましては、先ほど町長が答弁申し上げましたが、現段階では、常設型を設けると強い意向があるというわけではないというふうな答弁であつたろうと思います。なお、議員も御案内のとおり、常設じゃなくて個別の住民投票条例につきましては、住民の直接請求であつたり、議員さんの提案であつたり、首長の提案で、何々について住民投票をしたいという条例をつくれれば事足りることです。もちろんそれは議会の皆さんの議決が要りますけど。そういうハードルが、要するにそういう実施する道は現在既にあるものですから、今の段階で常設型が救急に必要だという認識では捉えておりません。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

そうですね。常設型の住民投票条例を制定ということで私言いましたけれども、結局は現在全国でこれを制定しているっていうのは、やはり42自治体しかないというのはそれが実情です。この42自治体しかないんですけれども、この住民投票というのは、やはり住民の目があるということで、住民投票が常設型でいつでも個別でもできるんですけど、要するに。住民投票によってその住民の目が施策や財政に向けられて、そのことによって健全化されるというメリットがあつてこの住民投票条例というのを推進しているという方向に今現在あるようです。今の長与町でいいますと、やはり新図書館の建設場所について同僚議員の一般質問がなされたり、今議会においては、住民の方からも請願が出されたりしております。施政方針の中で表明された場所に関しては、全町的に見ても一番ではないかと私は思いますけれども、十分な住民の対する説明が不足しているのではないかとというふうにも感じてい

るところです。図書館基本構想策定委員会が設置されて多くの検討を重ね、これから建設に向け進もうとしていますけれども、実際でき上がれば10年やそこらではなくて、これを50年ぐらい利用するわけですよ。そういう施設になるわけです。今後その計画を推し進めるためにも、やはり住民が槩の鼻でよいということを経験するに表明されたのですから、投票で町長側から問うことも考えられますが、そういうことに関してもはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

図書館建設の話がちょっと出たんですけど、今ある議員さんから質問等々出ておまして、今からいろんなものが明らかになってくると思うんですよ。だから、この議会条例とはちょっと離れて考えたほうがいいだろうと思います。

今この議会投票条例につきましては、住民投票条例につきましては、失礼しました。住民投票条例につきましては、現在、二元代表制ということで、私にしても議員さんにしても町民の代表として選ばれておるわけでございます。きょうも議員さんから御指摘がありましたけれども、我々がやってますことにつきましては、常にチェックをされております。それは議員さんがやっぱり町民の皆さん方に選ばれて来られてるわけですので、そういう形の中で我々も意識をしまして、町民の方々の声とかいろんなものを意識しながらやっておるというようなことでございます。そういうことでよろしいでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

この件に関しては、町の執行権ですとか、その裁量権ということもあって、熟慮されての結論ということだと思います。住民への説明責任というのが果たして果たされているのかといえ、やはり現図書館は地元にありますし、住民の方とのお話の中できちんとした説明を受けているわけでもなし、納得をしてるわけでもない、今の表明された場所にですね。という声も聞きます。やっぱり説明責任というのが果たされていかなければ何もならないというふうに思うので、やはり今後、協働のまちづくりを進める上で住民に対して行うべき説明というのは、やはり早い段階でやるべきだと思いますけれども、今後こういうふうな大きな事業に限らず、町長のほうから、まちのほうから住民に説明をしていくという体制は整えてほしいと思いますが、その点いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩 14時56分～14時57分)

議 長 (山口経正議員)

会議を再開します。
 政策推進課長。
 (荒木重臣君)

事前に事業を進めるに当たって、住民の皆様にお断りをするべきだということの御質問ですが、まず、図書館に関していいますと、新図書館ですね。賛否両論あるということはおもうわかっております。それで、それを今度まずしたといたしまして、まとめるのに期間がかなり必要だと思います。図書館に関しましては、そういうことでやっておりませんが、来年に、明けて構想委員会、構想ができた時点で2月に入りまして住民の皆様にはパブリックコメントという形で意見を求めたいと思っております。

(山口経正議員)
 金子議員。
 7番 (金子 恵議員)

図書館のことは、その都度、広報ですとかホームページなどでいろいろお知らせをされていらっしゃるの、そこを見逃しているという、住民の方が見ていないという部分もありますけれども、今後わかりやすい事業に対する説明等を住民に説明することにより、よりよいまちづくりを進めていっていただければというふうに思います。終わります。

(山口経正議員)
 場内の時計で15時15分まで休憩します。
 (休憩14時58分～15時15分)

(山口経正議員)
 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
 通告順5、森 謙二議員の行政運営への町民の協力について、②学校のフェンスについて、③排水対策についての質問を同時に許します。
 9番、森 謙二議員。
 9番 (森 謙二議員)

失礼いたしました。では、早速質問いたします。
 1番目、行政運営への町民の協力についてです。
 10月に開催された長崎国体は成功であったと思います。成功の要因は、選手の頑張り、国体の運営等にかかわった町職員であり、特に自治会の人たちが時間を割いて他県の選手団を応援したことであったと思います。私は、町民の協力で力を感しました。
 そこで、27年度の施政方針には、現在、まちが解決すべき諸問題について住民の協力で言及できないかをお尋ねします。例えば、民生費の増大について具体的な協力の内容、背景や理由、住民側のメリットを明確に示すことでさらにまちづくりが進展すると思います。町長のお考えをお尋ねします。
 2番目、学校のフェンスについてです。
 近年、学校を囲うフェンスが厳重になっていると感じます。長与北小学校を例を挙げますと、以前はフェンスに附属する扉から自由に入出りができましたが、現在は常時施錠しています。常時施錠することになった背景をお尋

ねします。

3番目です。排水対策についてです。現在、下水道に流れ込む不明水が問題になっています。しかし、視点を変えますと、地表を流れる雨水の量が軽減されているのではないのでしょうか。すると、不明水対策が完了した後に雨が降った場合、地表を流れる雨水がふえ、災害の危険性が増すのではないかと思います。現在の側溝の整備状況は万全なのかをお尋ねします。

以上、御回答よろしく申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、森議員の御質問にお答えをいたします。

2番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会から回答いたします。私のほうからはそのほかの御質問についてお答えをいたします。

1番目の質問でございますけれども、議員御案内のとおり、行政を推進していく上で、住民皆様の御協力は欠かすことはできません。また、議員も感じられましたとおり、先般開催の長崎がんばらんば国体・大会での地元ボランティアや地元応援団の活躍、本町を訪れた選手、関係者の皆さんから多くのお褒めの言葉、また、感謝の言葉をいただいております。これも一重に住民皆様の御協力があることだと思っております。

御質問の27年度施政方針の中で住民の協力について言及できないかということでございますけれども、御存じのとおり、施政方針とは翌年度の町政運営に当たり、町長が重要施策や予算について3月議会の場で表明するものでございます。この施政方針の中では、言葉として具体的に住民の協力について出てまいりませんけれども、さきに申しましたとおり、住民皆様の御協力というのは、町政運営全てにおいて根底にあるわけでございます。

議員が言われる住民の具体的な協力の内容、背景、理由、住民側のメリットを明確に示すものは、この施政方針上ではなく、各所管でつくりました個々の計画の中で示しておりますので御理解を賜りたいというふうに思っております。

続きまして、第3番目の排水対策についてでございますけれども、本町の下水道は、家庭の雑排水と雨水を別々に処理する分流式でございます。本来、雨水については道路側溝へ流し、家庭の雑排水については下水道管へ流すことが基本となっております。したがって、現状少なからず下水道に流れ込んでいる地表を流れる雨水が、本来の流入先である側溝に流れ込むというだけのことですので、災害の危険性が増すというような状況にはならないというふうに考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

②の学校のフェンスについて回答いたします。

学校教育法第5条では、学校の設置者は、その設置する学校を管理しなければならないとあります。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条では、教育委員会の職務権限として、学校並びに教育財産を管理することが示されています。これらの法に基づき、その管理を校長に委任し、学校は正門や通用門等を施錠し、管理してるところでございます。

議員お尋ねの、常時施錠するようになった背景は、何といたっても平成13年6月、大阪教育大学附属池田小学校で、不審者によって児童及び教職員が殺傷されるという大変痛ましい事件が発生したからでございます。事件後、文部科学省は不審者侵入を防ぐため、出入り口の限定や監視体制の強化などの対策を講じるよう全国の学校を指導いたしました。

議員御指摘のフェンスに附属する扉から自由に出入りができていたのは、それは正常な姿ではなく、必要に応じて施錠するのが不審者対策など防犯上からも本来の姿であることを御理解いただきたいと思っております。以上です。

議長

(山口経正議員)

森議員。

9番

(森 謙二議員)

わかりました。

1番目の再質問なんですけれども、再質問と申しますか、一言申し上げたいと思っております。国民健康保険税ですね、ちょっと一言述べさせていただきます。

吉田町長の政策といえば、情報インフラの整備、あとコンパクトシティ構想が思い当たります。それに加えて国保税の負担を減らすための住民の協力を取りつけることも吉田町長の主要な課題にさせていただきたいと思っております。ちょっと言質をとるわけじゃないんですけども、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思いたいからですね。それと、今の若者にとっては年金、医療費の負担は大変重いものです。年金はまちには関係ないんですけど、医療費は何とかならんんじゃないかなと思っております。これは要望としても構わないんですけれども、もし答弁があればよろしく申し上げます。

議長

(山口経正議員)

質問に変えてください。要望だけじゃいけません。

9番

(森 謙二議員)

済みません、質問にします。

議長

(山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉

(田島弘明君)

部長

議員さんがおっしゃるとおり、国民健康保険につきましては、年々医療費がちょっとふえております。ただ、この点に関しましては、住民の皆様にも医療費通知を差し上げたり、医療の早期治療をすることによって重篤な病気にかからないようなことで住民の方をお願いをしております。それに加えまして、ジェネリック、後発医療薬品ですね。の利用を促進するためにこちらのほうの通知もさせていただいて、住民にそういう形で協力をいただいているという状況でございます。

議 長 (山口経正議員)
森議員。

9 番 (森 謙二議員)
わかりました。
では、2番目の学校のフェンスについてお尋ねします。
疑問が明らかになってよかったと思います。どうしてフェンスが施錠されているのかが前々から疑問でありました。
再質問です。学校のフェンスの高さは場所によっては高いとは言えませんし、正門があいていたら自由に部外者が出入りできます。現状の不審者対策のお考えをお尋ねしたいんですけども。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)
と申しますと、例えば、フェンスの高さがこのぐらいだったらそれを乗り越えるかもしれないとか、そういうことも含めてだろうと思いますが、それは、もう既にできた、例えば北小なんかは非常に高いですね。あれは一つは、防球ネットの役も兼ねている、不審者対策だけじゃなくてですね。そういうことで、フェンスだけで不審者を絶対侵入することを防げるとは思いませんけども、そういう通用門から自由に出入りができないようにとか、正門も努めて閉めて、施錠まで通常学校がやってる時間は閉めて、施錠はしませんけども、門をあけて利用して、また閉めるということを大体それぞれの学校はやっていただいていますけども、もしかしたら、例えば、防犯カメラを設置しなさいよとか、そういう要望かなと思いましたが、現在は先ほど申しましたように施錠を徹底することでそういう不審者対策等への体制はつくっております。

議 長 (山口経正議員)
森議員。

9 番 (森 謙二議員)
わかりました。そしたら、不審者対策は今のところは万全というふうに考えます。
次に、管理が厳しくなっている観点からちょっとお尋ねしますが、現在の学校のグラウンドの利用についてです。ちょっと3点です。昔は自由に出入りして遊ぶことができたんですけども、今は何か施錠をされたり、あと門を閉めたりというふうなことがあってるというお話だったので、3点お尋ねします。
まず1点目が、利用者の制限ですね。利用者の制限というのは、例えば、学校関係者じゃない人が立ち入ってはいけないということなのか、これが1点目です。2点目が利用可能な時間帯。もう1点目が、届け出の必要性。この3点をお尋ねします。

議 長 (山口経正議員)
教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)

特段グラウンドを開放して使うということではございませんけど、例えば、利用者の制限ということで、例えば、地域の方が少しあいてて、そこで散歩をしたりランニングということに対して特段の制限はしてありませんが、基本的に各学校、校門を休みの日とか、子供がいないときには閉めています。施錠をしているということではございませんが、そういう閉めた●で対応してるということです。ですから、利用可能かといえば、例えば、子供たちが学校に来て少し遊びたいとか何かしたいというとき、それは休みだからだめですと、そういうことで完全にシャットアウトしてるということではございません。

時間帯についても、通常学校に職員が勤務をしているときと夕方とかは、社会体育等で使ってますが、あいたスペース等は使っていいですし、土曜、日曜は先ほど申しましたように、極端に絶対運動場に入ってあそんではいけませんという制限はしてありませんので、多少遊べる部分があったら遊んでもいいという形にしております。以上です。

議長 (山口経正議員)

森議員。

9番 (森 謙二議員)

ちょっと確認をしますけれども、すると、例えば、夜間は正門を閉めていて、あと例えば、夏休み、冬休みの昼間の間は正門は職員がいる限り正門をあけてますよというふうに理解していいですか。

議長 (山口経正議員)

教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)

長期休業中についても、職員が全部勤務しておりますので、使うことは可能でございます。それから、夜間につきましては、社会体育等を今各学校たくさん利用させていただいておりますので、施錠をしている学校というのは、今のところ長与小と洗切小、あとのところは社会体育等、1階使って入れますので、鍵はかけませんが門扉は閉めてください、最後の人はと、そういう形で対応させていただいております。

議長 (山口経正議員)

森議員。

9番 (森 謙二議員)

最後に1点お聞きしたいんですけども、近年の学校敷地への不審者の侵入の実態についてお手元に何かデータとか何かあるでしょうか。もしお答えいただければ教えてください。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

各学校から上がってきてる中で、不審者が校内に入ってという例はございません。ただ、先ほどから誰でも自由に入って使えるという、それは管理し

ていくという立場からは、それは制限をかけなければいけないだろうというふうに思っています。ですから、スポーツ教室とか、いろいろ届け出制度で体育館とかグラウンドでソフトボール、野球ということは今もう制度がございしますので、自由に犬の散歩に来てというふうなことをしたら、今度は犬のふんがとなって、今度は次の子供の活動にとかいろいろございしますのですね、基本的には閉めていくというのを原則としております。

議 長 (山口経正議員)
森議員。

9 番 (森 謙二議員)
わかりました。

3 番目の排水対策についてなんですけれども、これ私質問したのは、決して不明水対策を阻む意味で質問したわけではありません。ただ、不明水対策で副作用といいたいまいしょうか、影響がほかに出るんじゃないかなという気持ちで質問をいたしました。

もう 1 点だけちょっと簡単な質問というか、参考でお尋ねしたいんですけども。不明水は下水道の掃除の効果はあるんでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
しばらく休憩します。
(休憩 1 5 時 3 1 分～1 5 時 3 2 分)

議 長 (山口経正議員)
会議を再開します。
下水道課長。

下水道課長 (道端和彦君)

この不明水というのは、雨が降ったときにマンホールのすき間、宅地内の庭先に水がたまります。そして冠水したりした場合にそのすき間から流れる水ですね。それとまた、管渠がずっと入ってます、道路の下には。それでこれも雨が降った場合、地下水という形で地下に浸透します。浸透した水は、相当 3 0 年、4 0 年たった管ですから、管の継ぎ手からそういう地下水が入るわけですね。そういうのが不明水と言っとるわけで、その不明水が管渠を掃除したりとか、そういうことは全く考えておりません。

議 長 (山口経正議員)
森議員。

9 番 (森 謙二議員)
わかりました。

排水対策の最初の質問でちょっと感想を述べさせていただきます。

3 月議会の建設産業常任委員会の中の審議の中で、議事録を確認しましたところ、雨が多い日には、雨が多いところでは 1 万 6, 0 0 0 トンから 1 万 7, 0 0 0 トンの不明水が浄化センターに流れるということだったんでこの質問をしました。以上です。質問を終わります。

議 長 (山口経正議員)
これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 15時34分)